

令和 7 年度
森林・林業白書

主要記述事項（案）

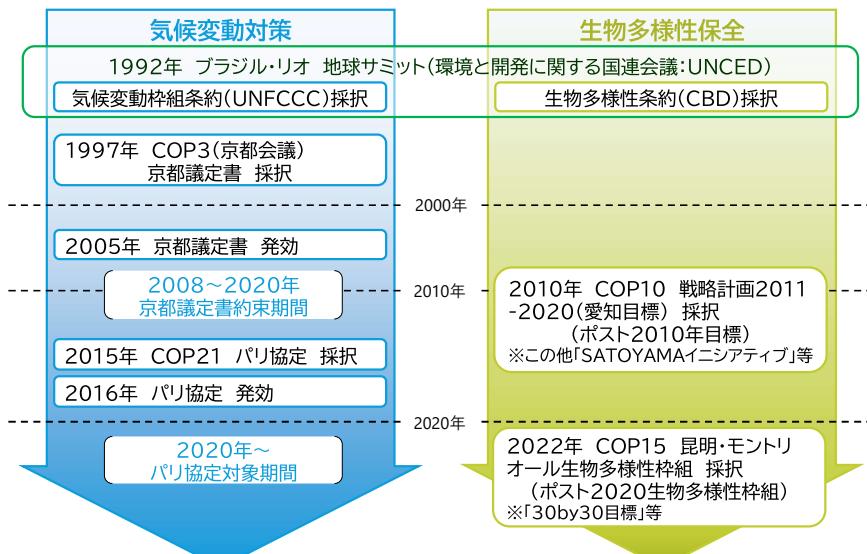
1. 持続可能な社会の実現に向けた世界的潮流と我が国の森林資源の充実

(1) 持続可能な社会の実現に向けた世界的潮流

持続可能な社会の実現に向けて、気候変動対策、生物多様性の保全など国際的な取組が進められる中、森林やそこから得られる木材は重要な役割を發揮

- 持続可能な社会の実現に向けて、気候変動や生物多様性の損失など地球規模の課題への対応が急務。国連気候変動枠組条約と生物多様性条約の下で、国際的な取組が推進
- 気候変動対策については、2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において、2020年以降の国際的な枠組みとしてパリ協定が採択。我が国を含む多くの国が、2050年ネット・ゼロ※の実現を表明
- 生物多様性の保全については、2022年の生物多様性条約第15回締約国会議第二部において、昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択。2030年までに、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとるとの目標を設定
- 気候変動対策や生物多様性の保全において、森林は二酸化炭素の吸収源や生態系の構成要素として重要な役割を發揮
- また、森林から得られる木材を建築物等に利用することは、森林が吸収した炭素を長期的に貯蔵することとなるほか、木材は製造・加工時のエネルギー消費が他資材よりも比較的少ないなど二酸化炭素の排出削減にも貢献

気候変動と生物多様性をめぐる動き



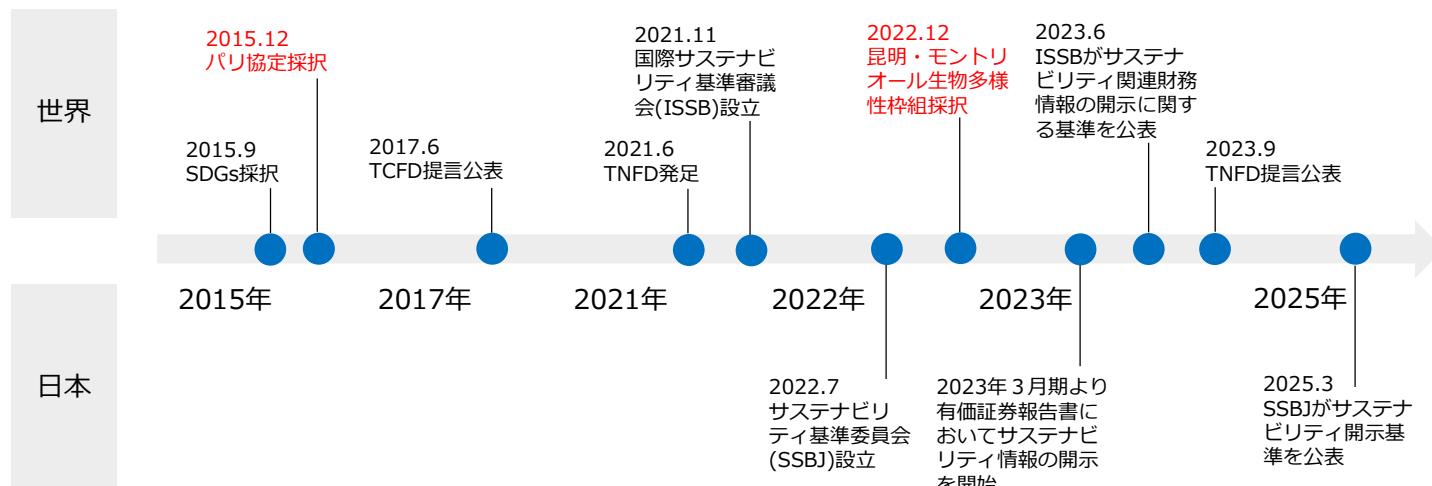
※2050年までに、人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を図り、排出を全体としてゼロにすること

(2) 森林資源への関心の高まり

気候変動対策や生物多様性等への対応の必要性から、民間においても森林の多面的機能や木材利用の効果に対する関心が向上

- 2017年に気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD^{※1})提言、2023年に自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD^{※2})提言が公表されるなど、企業による気候変動や自然関連のリスク等を評価し、情報開示する枠組みが整備
- このような中、企業経営においても気候変動対策や生物多様性・自然資本への対応をビジネス課題と位置付け、事業活動に組み込んでいく動きが加速
- これらを背景に、民間においても、森林の地球温暖化防止や生物多様性保全等の多面的機能や、木材利用による炭素貯蔵・二酸化炭素排出削減の効果に対する関心が高まり、企業が森林管理や木材利用に取り組む動き
- 一方で、世界では土地の転用や違法伐採等による森林減少が自然劣化の大きな要因となっており、TNFD提言においては、木材利用に関して、持続可能な管理計画又は認証制度の下で調達された量の開示を要求

企業による気候変動や自然関連の情報開示の枠組み整備の動向



資料：林野庁「森林の有する多面的機能に関する企業の自然関連財務情報開示に向けた手引き」に基づいて林野庁企画課作成。

※1 : Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略。TCFD提言では、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4本柱の下、計11の項目について開示を推奨。

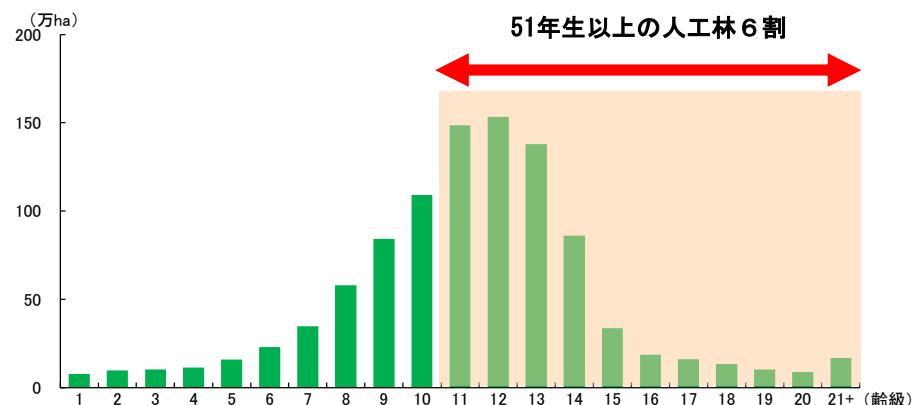
※2 : Taskforce on Nature-related Financial Disclosuresの略。TNFD提言では、「ガバナンス」、「戦略」、「リスクと影響(インパクト)の管理」、「指標と目標」の4本柱の下、計14の項目について開示を推奨。

(3) 我が国の森林資源の充実と利用の現状

森林資源が利用期を迎えていた我が国においては、建築物等への木材利用の拡大と持続性確保等に必要な再造林の推進により、森林資源の循環利用を確立することが求められている

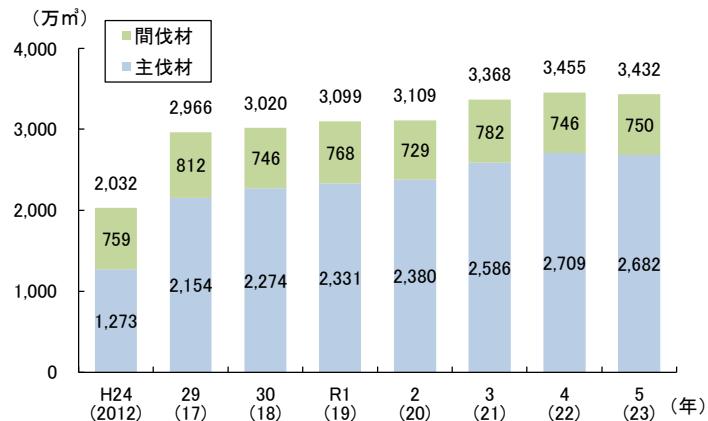
- ▶ 我が国は、国土の3分の2を森林が占める世界有数の森林国であり、森林面積は70年以上にわたって維持
- ▶ 我が国の歴史においては、戦中・戦後に大量の伐採が行われた一方で、造林が追い付かず森林の荒廃が生じ、各地で大規模な災害が発生したことから、復旧造林が推進されるとともに、戦後の経済復興を背景とする旺盛な木材需要に対応するため、拡大造林が進められてきた経緯
- ▶ 造成された人工林は長らく育成段階にあり、木材需要の多くは輸入材により賄われ、木材自給率は一時20%未満まで低下
- ▶ 現在は人工林の約6割が51年生以上で、本格的な利用期。国産材供給量は着実に増加し、10年前と比べ主伐材は2倍に増加
- ▶ 森林資源が充実し多くの利用期を迎えるに至った我が国においては、林業適地を中心とした適正な主伐・再造林を通じて森林資源の循環利用を図ることにより、炭素を貯蔵する木材を利用するとともに、成長の旺盛な若い森林を造成することが、気候変動対策に寄与。また、林業適地以外での針広混交林化や里山林の継続的な管理・利用は、生物多様性の保全に寄与
- ▶ 持続可能な社会の実現に向けた世界的な潮流の中で、建築物等への木材利用の拡大を図るとともに、木材利用の持続性や公益的機能の確保に必要な再造林を推進することで、森林資源の循環利用を確立することが求められている

人工林の齢級構成



注：「齢級」は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を1齢級と数える。
資料：林野庁「森林資源の現況（令和4年3月31日現在）」

主間伐別の国産材供給量の推移



注：主伐材については、国産材供給量全体から間伐材を差し引いて算出。
資料：林野庁「木材需給表」、林野庁整備課・業務課調べ。

2. 木材利用拡大に向けた取組

(1) 建築物への木材利用に関する制度的・技術的な対応

戦後の建築物非木造化の時代から制度面・技術面で木材利用可能な環境整備が進展

制度的な対応

- 戦後の1950年代には、耐火性能への要請や森林資源の枯渇、国土の荒廃への懸念等から、建築物の不燃化・非木造化を指向。その後、規制は徐々に木材利用が可能な範囲を拡大する方向で合理化
- 1998年の建築基準法改正による性能規定化を機に、強度や耐火性能を満たせば、中高層建築物等の構造部材への木材利用が可能に
- 2010年、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（公共建築物等木材利用促進法）が制定。公共建築物は可能な限り木造化又は内装木質化の方針を明確化
- 2013年に直交集成板（CLT）のJASが制定されるとともに、2016年にはCLTパネル工法の一般的な設計法の告示が制定
- 2021年、公共建築物等木材利用促進法が改正され、対象が建築物一般に拡大（都市の木造化推進法）
- 近年、建築基準について、構造部材の木材をそのまま見せる「現し」での建築を可能とするなどの合理化や、製材JASについて、寸法許容差の合理化等が進展

建築物の木造化等に関する制度の変遷

衆議院「都市建築物の不燃化の促進に関する決議」

官公庁建築物の不燃化（※同国会で建築基準法制定）

「木材資源利用合理化方策」の閣議決定

国・地方公共団体が率先垂範して建築物の不燃化を促進、木材消費の抑制、森林資源開発の推進

建築基準法の一部改正法の公布

燃えしろ設計による大断面木造建築物が可能に

建築基準法の一部改正法の公布

法令が定める性能を確保すれば木造耐火建築物が実現可能に（性能規定化）

公共建築物等木材利用促進法の公布

「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」策定

直交集成板（CLT）に関する日本農林規格（JAS）の制定

CLTパネル工法の一般的な設計法の告示の制定

建築基準法の一部改正法公布

4階建て以上の建築物等において、一定の防火措置を講じた場合に、準耐火構造により、「現し」での建築が可能に

都市の木造化推進法の公布

法の対象を建築物一般に拡大。建築物木材利用促進協定制度を創設し、民間事業者等の建築物における木材利用を後押し

建築基準法の一部改正法の公布

3,000m²超の大規模建築物の更なる木造化や、耐火建築物の部分的な木造化が可能に

製材JASの改正

寸法許容差の合理化や標準寸法表の簡素化等を実施

技術的な対応

- ▶ 建築基準の合理化と合わせて、耐火性能を有する木質耐火部材や、強度性能が担保されるJAS構造材の開発・利用が進展
- ▶ 非住宅・中高層建築物に使用できるCLTの普及に向けては、ロードマップを策定し、CLTの設計・施工コストの低減に向けた標準的な木造化モデルの作成・普及、パネル等の寸法の標準化等を推進
- ▶ さらに、地方においても展開が期待される、一般流通材等を活用した低層・中層建築物の標準的な木造化モデル等を作成・普及
- ▶ 住宅分野においては、輸入材が高いシェアを有する横架材や枠組壁工法（ツーバイフォー工法）構造用製材を、出材量の増加が見込まれる国産大径材等から効率的に製造する技術開発・普及等を推進
- ▶ 国産樹種を活用した内装材等の製品の開発・普及も推進

建築物への木材利用の進展

- ▶ 非住宅・中高層建築物の木造化・木質化に取り組む例が広がるほか、住宅分野においては、ツーバイフォー工法における国産材使用割合が上昇
- ▶ 円安の影響等もある中、建築用材等における国産材の割合は近年上昇傾向で推移し、2024年は52.9%

中高層建築物の木造化の例



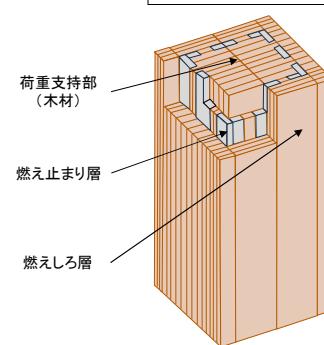
第一生命京橋キノテラス
(東京都中央区)



奥村組西川口寮（埼玉県川口市）
(撮影：志摩大輔)

木質耐火部材の開発

燃え止まり型の例



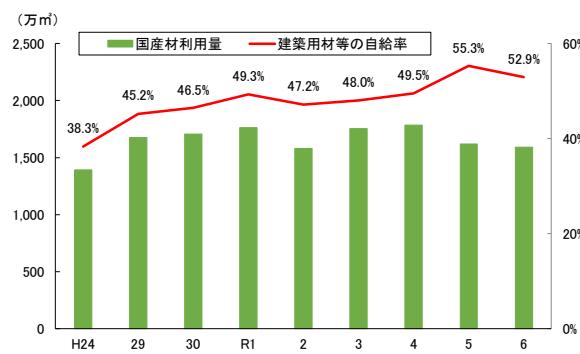
CLT標準寸法パネル



床パネル

壁パネル

建築用材等における国産材利用量と自給率の推移



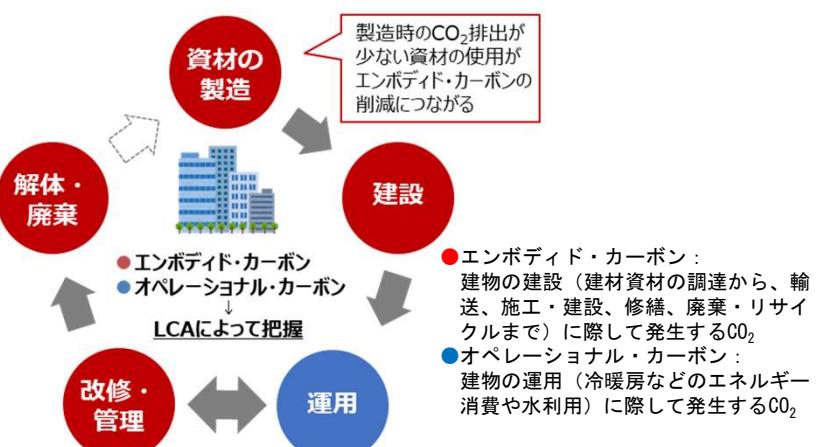
(2) 建築物への木材利用をめぐる新たな動きと対応

建築物LCAの制度化に向けた検討やSHK制度の見直しにより、木材利用の効果が定量的に評価され、木材利用の後押しとなることが期待。木材利用の効果を評価するための環境整備を推進

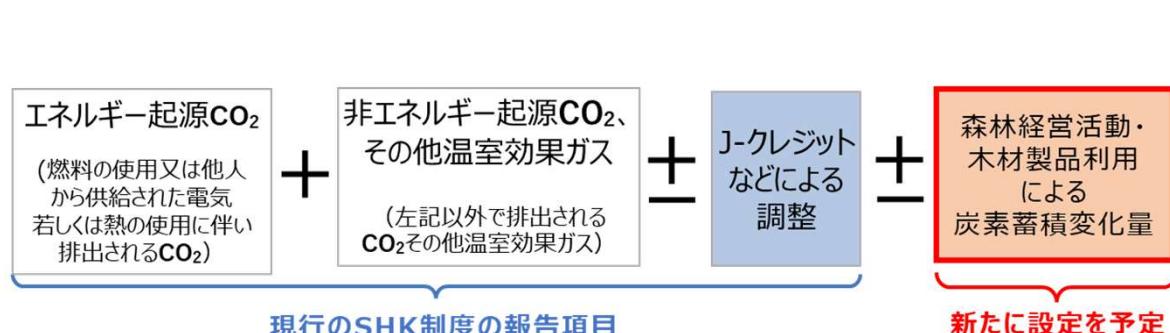
建築物への木材利用をめぐる新たな動き

- ▶ 建築物の建設から解体に至るまでのライフサイクル全体を通じた二酸化炭素排出量の削減が求められる動き。2025年4月に決定された「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」において、2028年度を目途に建築物ライフサイクルアセスメント（LCA）の実施を促す制度の開始を目指す旨が明記
- ▶ 建築物LCAにおいて、他資材よりも製造時の排出量が少ない木材の優位性が評価され、木材利用が進むことが期待
- ▶ また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する者に、自らの排出量の算定と国への報告を義務付けし国が公表する制度である、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）に、2026年度から自ら所有する森林による二酸化炭素吸収量や、自らの木材利用による炭素貯蔵量を排出量から差し引くことができる見直しを予定
- ▶ これにより、企業等が自ら所有する建築物における木材利用の効果を定量化して示すことなどが可能に

建築物のライフサイクルにおける二酸化炭素排出



温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）の見直し



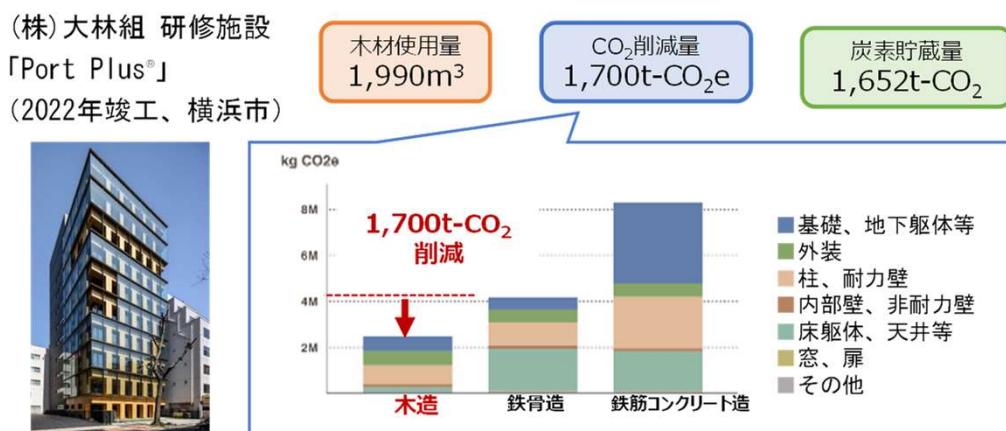
木材利用の効果を評価するための環境整備

- ▶ 建築事業者等においては木材利用を対外的に発信して企業価値を高めようとする動き
- ▶ 林野庁では、木材利用による地球温暖化防止への貢献等の効果を対外的に発信・訴求できるよう、2021年に「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」を、2024年に「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」を公表・普及
- ▶ また、内装木質化による心理面・身体面等への効果について、データの収集や整理等を行い情報発信

建築物への木材利用に係る評価ガイドンスにおける評価分野・評価項目

評価分野	評価項目 (建築事業者等が行う取組)
1. カーボンニュートラルへの貢献	①建築物のエンボディドカーボンの削減 ②建築物への炭素の貯蔵
2. 持続可能な資源の利用	①持続可能な木材の調達 ②森林資源の活用による地域貢献 ③サーキュラーエコノミーへの貢献
3. 快適空間の実現	内装木質化による心身面、生産性等の効果

建築物への木材利用効果の見える化事例



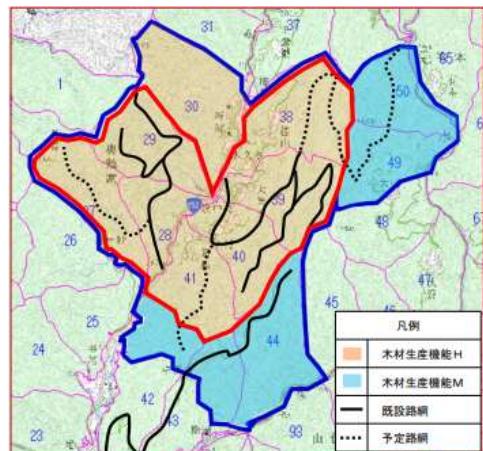
3. 再造林推進に向けた取組

(1) 林業適地の選定と林業経営体への集積・集約化

林業適地の選定を推進し、持続的な経営を担う林業経営体への集積・集約化を図ることで、再造林の実行性を確保

- ▶ 林地生産力を勘案しつつ、林道からの距離が近い、平均傾斜が緩やかであるなど、条件の良い箇所で再造林を確実に進めていく必要
- ▶ 自然的・社会的条件等から循環利用を推進すべき森林を明らかにするため、林業適地の選定を推進するとともに、持続的な経営を担う林業経営体への森林の経営管理の集積・集約化を図ることで、再造林の実行性を確保
- ▶ 2026年度には改正森林経営管理法が施行され、地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有して「集約化構想」を作成することで、集積・集約化を通じた森林資源の循環利用を進める新たな仕組みを創設

林業適地の選定（特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定）



■ 木材生産機能維持増進森林
 ■ 特に効率的な施業が可能な森林の区域

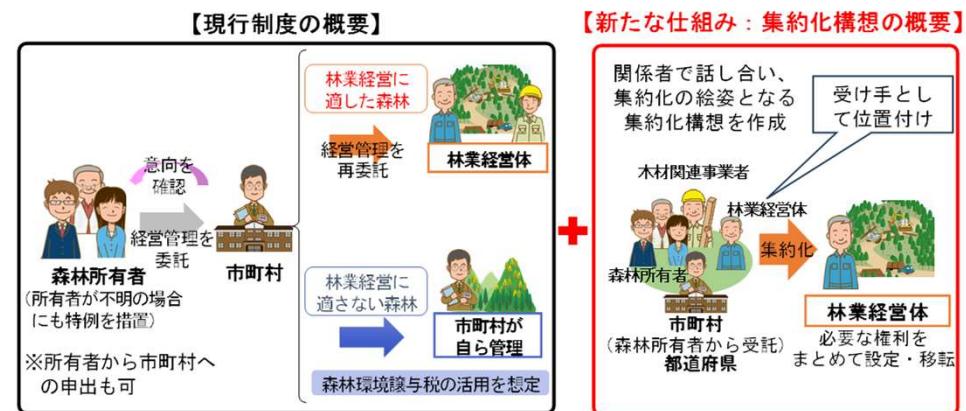
○区域の設定

- 木材生産機能維持増進森林のうち、自然的・社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林

○更新の方法

- 人工林の皆伐跡地については、原則、植栽による更新を行う（アカマツの天然下種やコウヨウザンの萌芽など市町村が定める例外を除く）

改正森林経営管理法における新たな仕組みの概要

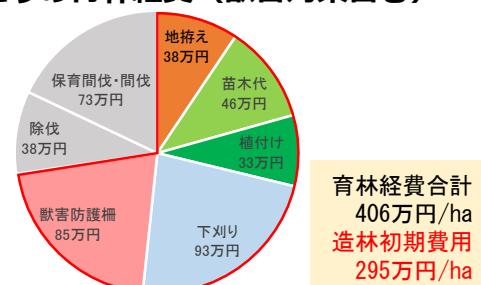


(2) 造林の省力化・低コスト化

伐採と造林の一貫作業、エリートツリー等を活用した下刈り回数の削減等により省力化・低コスト化を推進。更なる省力化を図る新技術も開発・実証

- ▶ 主伐が本格化する中、従来の造林方法では造林初期費用が立木販売収入を上回ることや育林従事者数の減少が課題。再造林の推進のためには、育林経費の約7割を占める造林初期費用を縮減するとともに、省力化を図ることが重要
- ▶ コンテナ苗や伐採・搬出時に使用した林業機械を活用した伐採と造林の一貫作業、成長等に優れた特定苗木（エリートツリー等）を活用した下刈りの回数の削減や、下刈り作業面積の削減等により、省力化・低コスト化を推進
- ▶ 省力・低コスト造林の実施面積は増加しており、2023年度には人工造林面積に占める割合が54%まで上昇
- ▶ シカ等の野生鳥獣の被害が考えられる箇所においては、獣害防護柵等の運搬を造林等と一体的に行い省力化を推進

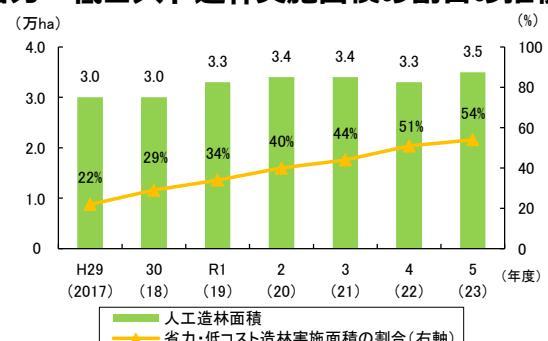
1 ha当たりの育林経費（獣害対策含む）



注：森林整備事業の令和6（2024）年度標準単価を用い、スギ3,000本/ha植栽、下刈り5回、獣害防護柵400mとして試算。

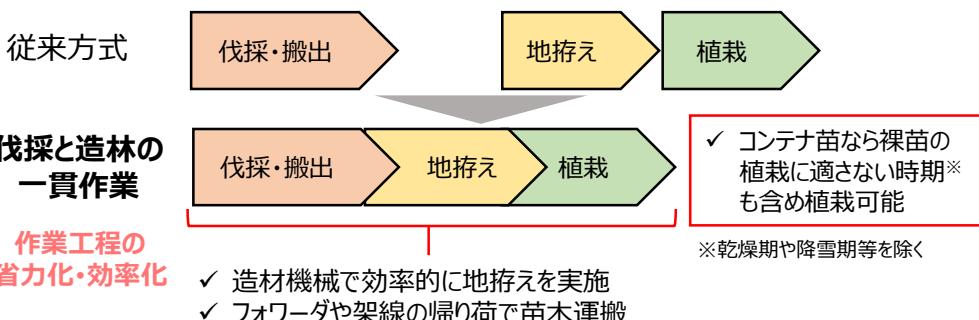
資料：林野庁整備課調べ。

省力・低コスト造林実施面積の割合の推移



資料：林野庁整備課・業務課調べ。

伐採と造林の一貫作業



- ・伐採を実施する際に伐採班と造林班で協議を行い、伐採から造林までの一貫作業を実施。
- ・機械地拵えによる生産性が0.16ha/人日となり、標準の人力地拵え(0.07ha/人日)の2.3倍。
- ・フォワーダによる丸太運搬の帰り荷で苗木運搬を行うことで苗木運搬コストが1割減。



注：宮崎県都城市の事例。

資料：林野庁「令和6年度造林に係る省力化・低コスト化技術指針事例集」

造林の省力化・低コスト化技術の普及

- 2025年3月に、省力・低コスト造林技術の実証や調査等の成果を踏まえ、広く全国で効果が認められている技術について整理した「造林に係る省力化・低コスト化技術指針」等を策定・公表。同指針等では、個々の技術の効果や根拠について、図表を用いて解説
- 指針の更なる普及に向け、2025年度は4地域において現地検討会等を開催予定

省力化を図る新技術の開発・実証

- 再造林の更なる省力化に向けては、苗木運搬や植栽、下刈りといった各工程において、現地の条件に応じた新技術の導入が必要
- 小回りが可能で苗木運搬等を省力化できる小型運搬車や、自動運転や遠隔操作の機能を有する下刈り機械の開発・実証等を推進。併せて、下刈り機械の走行等を想定した植栽間隔や植栽列の設定など機械化を前提とした施業方法の検討が重要
- 急傾斜地等においては、苗木や造林資材等の運搬の省力化を図るためドローンを活用する事例も増加

造林に係る省力化・低コスト化技術指針の概要と普及の取組

趣旨

- 既存の省力・低コスト造林に係る技術について、基本的な考え方、技術的事項、作業上の留意点等を定め、造林費用の低減と確実な成林を図ることを目的

対象範囲

- 単層林を造成することを目的とした造林技術を対象
 - (1) 対象樹種は、スギ・ヒノキ・カラマツ
 - (2) 対象作業種は、地拵え、植栽、下刈り

指針が対象とする省力・低コスト化技術

- (1) 機械による地拵え
- (2) 機械による苗木運搬
- (3) コンテナ苗の植栽
- (4) 伐採と造林の一貫作業
- (5) 低密度植栽
- (6) 下刈り回数の削減
- (7) 下刈り面積の削減
- (8) 付帯施設整備

指針の概要



現地検討会の様子

造林作業の省力化を図る新技術



小型運搬車
(電動クローラ型1輪車)



自動運転下刈り機械
(2027年頃実用化見込み)

4. 木材利用と再造林をつなぐ取組

(1) 持続可能な木材利用への配慮を求める動き

TNFD提言など企業に持続可能性を求める動きを受けて、持続可能な木材利用への配慮が求められている中、林野庁では、森林に関するTNFD情報開示の手引き等を公表

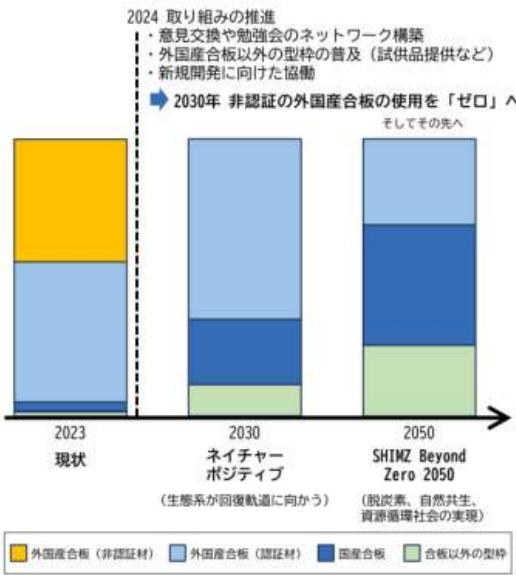
- TNFD提言など企業に持続可能性を求める動きを受けて、持続可能な木材利用に配慮することが求められており、合法性と共に森林の伐採後の更新が担保されることを確認できることなどが重要
- 企業の中には、木材調達のガイドラインを自ら策定し、持続可能な木材利用の推進に向けて、国産材等の活用を図る取組が広がるほか、建築物に木材を利用する企業が自ら森林の育成に取り組む例もみられる
- 林野庁では2025年4月に、企業が森林に関するTNFD情報開示を行う際の参考となるよう、森林の有する多面的機能に関する企業の自然関連財務情報開示に向けた手引き（森林に関するTNFD情報開示の手引き）を公表し、企業活動と森林との関わりを適切に分析・評価するための具体的な方法を例示。あわせて、森林整備・保全や木材利用等に関する情報開示を行う先駆的な企業の取組事例を公表

森林に関するTNFD情報開示の例

清水建設株式会社

取組事例：
持続可能な型枠合板使用の取組

コンクリート構造物の型枠合板に多く使用されている非認証材の外国産材は、天然林の伐採等で人権や環境の問題が指摘されていることから、持続可能な型枠合板材として国産材型枠等の使用増加に取り組み



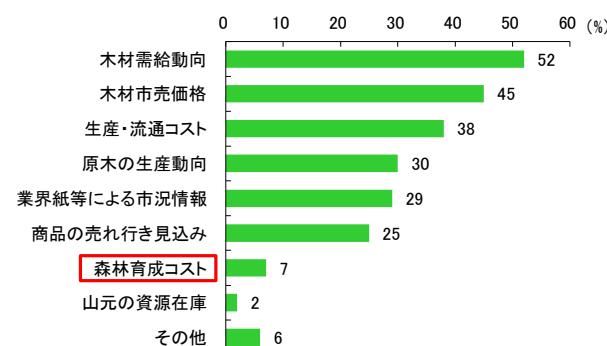
資料：林野庁「森林に関するTNFD情報開示の手引き TNFD開示事例集」

(2) 持続性確保に向けて木材利用と再造林をつなぐ取組

各地で木材利用と再造林をつなぐ取組が展開。木材取引において適切な価格交渉が行われるよう、サプライチェーン全体における取引の適正化が重要

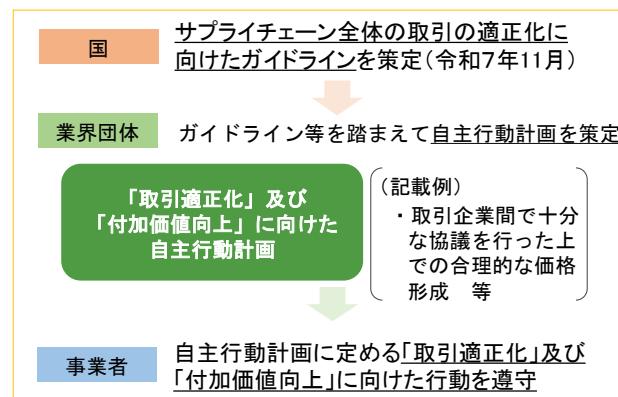
- 森林資源や木材利用の持続性を確保し、林業・木材産業を持続可能な産業とするためには、川下の国産材需要を高めることに加え、各段階における生産性向上により、適切な利益を確保することが重要
- 同時に、木材取引においても、川上から川下までの関係者が再造林を含む森林の育成コストへの理解を深めた上で、価格が形成されることが重要
- このような中、持続可能な木材利用のため、川上から川下までの事業者が、再造林が可能となる価格で木材を取引する協定を締結するなど、一体となって取り組む先行事例も
- 林野庁においても、木材取引において適切な価格交渉が行われるよう、取引ルールの周知・徹底を図るとともに、2025年11月にサプライチェーン全体の取引の適正化に向けたガイドラインを策定。ガイドライン等を踏まえた業界団体における自主行動計画の策定を促進
- このほか、造林事業者のみならず、素材生産事業者、木材流通事業者、木材加工事業者等が連携して、森林所有者が負担する再造林費用の支援を行うなどの基金設立の動きが広がっており、2025年度にも滋賀県、高知県で新たに創設。全国21道県で28の再造林支援の基金

木材の購入価格決定時に考慮する事項



資料：林野庁木材産業課調べ。

適正取引の推進に向けたガイドラインの策定



再造林基金のイメージ



再造林基金



5. 森林資源の循環利用に向けた「森の国・木の街」づくり

(1) 「森の国・木の街」づくりに向けた取組

今後、時点更新

全国で街の木造化を進める「森の国・木の街」づくりを展開

- ▶ 2025年7月に、豊かな森林資源を背景とした「森の国」らしい国づくりに向け、全国で街の木造化を進める「森の国・木の街」づくりに向けた取組を開始
- ▶ 木材利用による炭素貯蔵効果がSHK制度に位置付けられる予定であることを踏まえ、木材利用の環境貢献の効果等について広く普及し、地方公共団体や企業等の参画も得ながら、街の木造化を推進
- ▶ 具体的には、2025年10月から、建築物の木造化や木材利用の効果の見える化を通じて、森林資源の循環利用を進め、地球温暖化の防止や地域の活性化等に貢献することを宣言する「『森の国・木の街』づくり宣言」への参画を募集開始し、地方公共団体や企業等の参画の輪が拡大(2025年12月2日時点で236者が宣言)

「森の国・木の街」づくり宣言



「森の国・木の街」づくり宣言



我が国の豊かな森林の恵みを未来へしっかりとつなぐためには、「植えて、育てる」ことに加え、「使う」ことが不可欠です。私たちは、森林の整備に繋がる木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木とともに生きる地域の未来を育む「森の国・木の街」づくりに取り組むことをここに宣言します。

- ✓ 建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献します。
- ✓ 木材利用の促進に当たっては、SHK制度(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果を“見える化”していきます。



（2）多様な主体で支える森林資源の循環利用

他分野からの参画も得ながら、森林・林業・木材産業施策に取り組み、森林資源の循環利用を確立

- ▶ TNFD提言等による情報開示の動きや、建築物LCAの制度化の検討、SHK制度の見直し等を契機として、企業による木材利用、森林づくりへの参画が拡大。また、森林由来のJ-クレジットの販売収益の活用を通じた森林整備や、化石資源由来プラスチック代替としての木質系新素材等の新たな木材利用など、他分野からの参画も期待
 - ▶ さらに、木材利用の拡大や再造林の推進に加えて、
 - ・生物多様性にも配慮した多様な森林整備
 - ・新技術を活用した林業の省力化・生産性向上、林業労働力の確保・育成
 - ・国産材製品の加工・流通の効率化、地域の実情に応じた合理的な木材サプライチェーンの構築



大阪・関西万博において「大屋根リング」を始めとする様々な建築物に木材が利用

- 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）が4月から10月まで開催
- 万博のシンボルとして建設された「大屋根リング」は、全周約2km、高さ約12～20mの世界最大規模の木造建築物で、約27,000m³の木材を使用（約7割が国産材）
- 日本館は、スギのCLTを内外壁に使用しており、CLTを斜めに並べて円環状に配置することで循環を表現
- 民間の国内パビリオンにおいても外装等に国産材が使用されたほか、海外パビリオンにおいても、輸送距離等の面で優位性のある日本産の木材を含め、多くの木材が使用
- 林野庁においても、ウッドデザイン賞の受賞作品等の展示や、木づかいシンポジウムの開催を通じて、木材利用の普及を行ったほか、先進技術を活用した林業機械の体験型展示を通じて、日本の林業の未来のイメージを発信
- 万博において使用された木材については、大屋根リングの一部が、令和6年能登半島地震の災害公営住宅（石川県珠洲市）や、2026年に愛媛県で開催される全国植樹祭、2027年国際園芸博覧会（神奈川県横浜市）において再利用される予定であるなど、会期終了後も活用されることとなっており、木材利用の機運が更に高まることが期待

万博のシンボル「大屋根リング」



（写真提供：公益社団法人2025年
日本国際博覧会協会）



（写真提供：公益社団法人2025年
日本国際博覧会協会）

CLTを使用した日本館



（写真提供：経済産業省）

文化的サービスを始めとする森林の多様な生態系サービスを活かした「森業」の取組を推進

- 山村は、人口減少が著しく、全国に先駆けて高齢化が進行
- 一方で、コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化等を背景とした田園回帰の流れから、自然豊かな山村への移住に関心を示す都市部住民が若い世代を中心に増加
- また、気候変動に対する企業の関心の高まり等を背景に、森林由来J-Creditの創出が拡大しており、資金循環による森林整備を通じて、都市部企業等の山村地域への関わりが増加することを期待
- 農林水産地域における「地方創生2.0」の実現に向けて、2025年5月に農林水産省は「地方みらい共創戦略」を策定・公表し、「森業」が位置付け
- これらの動きを受け、文化的サービスを始めとする森林の多様な生態系サービスの提供・活用により、人と森林の関係を深めるとともに、林業と相まって森林所有者に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつなげる取組を「森業」として推進



人と森林の関係の深化

- 関係人口の拡大・深化
- 雇用と収入機会の創出
- 森林管理の充実

山村地域の活性化・豊かな森林づくり

資料：森林の生態系サービスについては、環境省生物多様性センターホームページを参考に作成。

ICTや自動運転等のスマート林業技術の導入による、「安全で、楽しく、効率的なスマート林業」の実現に向けて、必要性や目指すべき将来像を提示し、現場実装を推進

- これまでに遠隔操作の機能を有する伐倒機械や下刈り機械など一部のスマート林業機械が実用化。これら技術の現場実装を推進するため、林業機械の遠隔操作に関する安全性確保のためのガイドラインの作成や、造林分野へのスマート林業技術の導入を前提とした作業方法の検討を実施
- 一方で、技術開発が進行中又はいまだ十分に取組が進んでいない領域も存在。異分野で先行する新技術の取り込みを図るとともに、機械メーカー等の取組を推進
- また、森林管理から生産・流通分野までの効率化に向けては、地域一体でデジタル技術の活用・データ連携に取り組み、従来の商習慣や業務手順を根本的に見直す「林業DX」を推進
- 林野庁では、林業の課題解決に資するスマート林業技術の定着を目指し、スマート林業の必要性、目指すべき将来像等を提示予定

スマート林業の全体像（イメージ）

林業DX（森林管理～木材の生産・流通分野）

ICT等のデジタル技術の活用とともに、従来の商習慣や業務手順を根本的に見直す“林業DX”により、低コスト化と付加価値向上を実現

＜木材生産・流通の効率化＞



ICTハーベスターとアプリを活用したデータ共有

伐採・搬出のスマート化

スマート林業機械・機器の活用により、新たな作業システムを構築し、チェーンソーによる伐倒を極力なくすことと労働生産性の大幅な向上を実現

＜伐倒＞



遠隔操作伐倒機械

＜集材＞



自動運転フォワーダ

造林のスマート化

スマート林業機械・機器の活用と、作業方法の転換により、労働負荷の高い作業ゼロと省力化を実現

＜下刈り＞



自動運転下刈り機械

＜苗木運搬＞



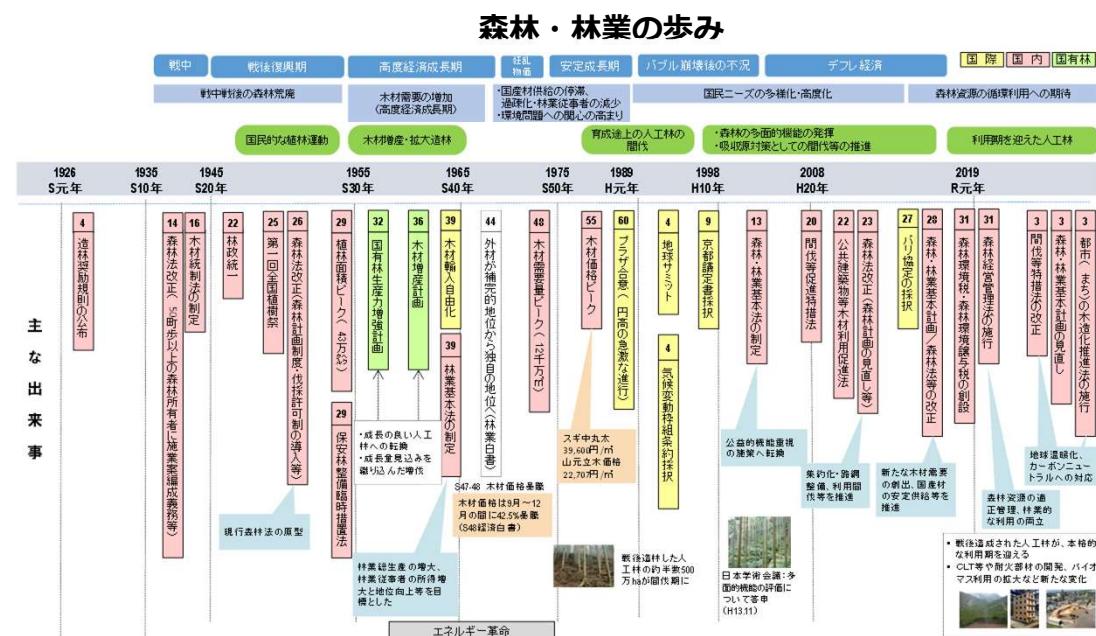
苗木の自動搬送

昭和時代の森林資源の利用と造成の歴史を踏まえながら、次世代に森林を受け継いでいくことが重要

- 令和8（2026）年は、昭和元（1926）年から起算して満100年。昭和時代は、森林資源の利用と造成の歴史
- 昭和10年代から昭和20年代は、戦中・戦後の木材需要に応じて、大量に森林の伐採が行われ、造林未済地が拡大。山地災害の頻発により、国土緑化の必要性が強く認識され、復旧造林が推進。昭和25（1950）年には第1回の全国植樹祭が開催
- 昭和20年代後半には、経済復興を背景に住宅建築等のための木材需要が増大する中、木材供給は追い付かず、昭和30年代以降、木材価格も大幅に上昇。また、石油やガスへの燃料転換や化学肥料が一般化したことにより、広葉樹等の里山林の薪炭用林等としての利用が減少し、人工林化を望む声が拡大。これらを背景として、緊急増伐等が推進され、伐採跡地には針葉樹を植栽する拡大造林が進展。昭和39（1964）年には、林業総生産の増大等を目標とする林業基本法が制定
- 昭和40年代になると、木材需要は輸入材により賄われ、林業生産活動は停滞。以降、木材価格は長期的に低迷し、間伐や伐採跡地への植栽が行われないなど、公益的機能の発揮への支障が懸念。2001年に森林・林業基本法が制定され、森林の有する多面的機能の発揮を目標。2019年には、森林環境税・森林環境譲与税が創設され、安定財源も確保し森林整備を推進
- 令和の時代に入った現在は、昭和に行われた造林が実を結び、利用可能な森林資源が豊富に存在。昭和時代の歴史的な経緯を踏まえながら、将来の森林・林業の姿を描き、次世代に森林を受け継いでいくことが重要



昭和30年頃の植付の様子



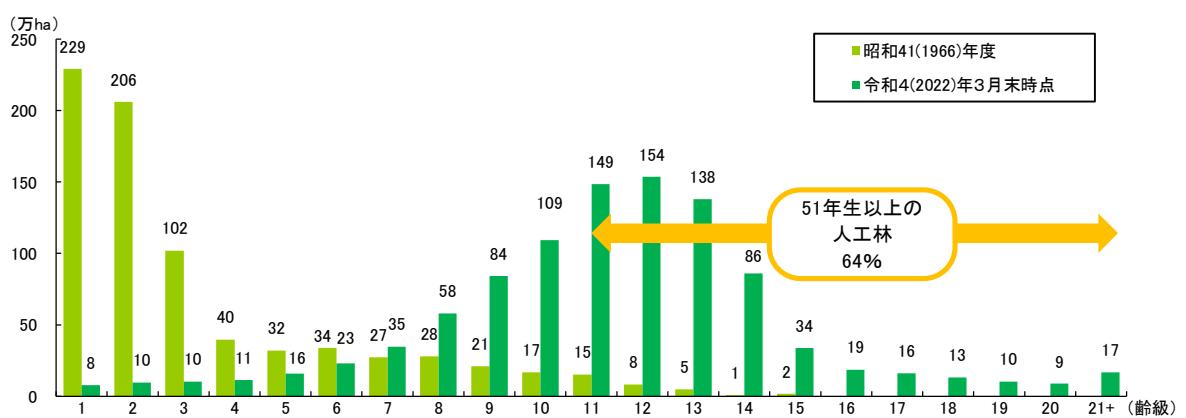
1. 森林の適正な整備・保全の推進

(1) 我が国の森林の状況と多面的機能

森林の多面的機能がSDGsや2050年ネット・ゼロ等の目標達成、国土強靭化に寄与

- 森林面積は国土面積の約3分の2。このうち約4割を占める人工林は、約6割が51年生以上で、本格的な利用期
- 森林蓄積は人工林を中心に年々増加し、2022年3月末時点で約56億m³。森林は、水源涵養、山地災害防止・土壌保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能を通じて、国民生活・国民経済に寄与
- 森林の多面的機能がSDGsや2050年ネット・ゼロの目標達成に貢献。木材を建築物等で利用することで長期間炭素が貯蔵される効果も
- 災害に対する国土強靭化に向けて、きめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制や再造林の確実な実施等を行うことで、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進

人工林の齢級構成の変化



注：「齢級」は、林齢を5年の幅でくくった単位。
苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を
1齢級と数える。
資料：林野庁「森林資源の現況（令和4年3月31
日現在）」、林野庁「日本の森林資源」
(1968年4月)



森林の多面的機能

(2) 森林の適正な整備・保全のための森林計画制度

全国森林計画等により、森林の整備・保全を計画的に推進

- 森林・林業基本計画（2021年6月閣議決定）では、森林の整備・保全や林業・木材産業等の事業活動等の指針とするための「森林の有する多面的機能の発揮」並びに「林産物の供給及び利用」に関する目標や、森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策等を規定
- 森林法に基づく全国森林計画（2023年10月策定）、森林整備保全事業計画（2024年5月策定）、地域森林計画、市町村森林整備計画等において、森林の整備・保全に係る指針や規範を定めるとともにこれらを踏まえて、森林所有者等が策定する森林経営計画等により、森林の整備・保全を計画的に推進



(3) 研究・技術開発及び普及の推進

森林・林業基本計画

森林計画制度

「林業イノベーション現場実装推進プログラム」に基づき、林業イノベーションを推進

- 「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」において、林業における各種作業の省力化・低コスト化、気候変動への対応、CLTの利活用技術の開発等、研究・技術開発における対応方向等を明確化
- 「林業イノベーション現場実装推進プログラム」に基づき、自動運転や遠隔操作の機能を有する林業機械の開発・実証、エリートツリー等の開発・普及、改質リグニン等の木質系新素材の開発等を推進。林業だけでなく、製造業やサービス業などの異分野を含む幅広い業種が参画する「森ハブ・プラットフォーム」において、イベント開催や調査、情報発信を通じて、林業と異分野企業等との連携・協業を促進
- 自動運転や遠隔操作の機能を有する林業機械の実用化及び普及に向けて安全対策検討会を設置し、2025年4月に「林業機械の遠隔操作に関する安全性確保ガイドライン～Ver. 1.0～」を公表、自動運転林業機械について検討を開始
- 各都道府県に配置された林業普及指導員は、森林所有者への技術・知識の普及等を行い、森林総合監理士（フォレスター）は地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村林政の技術的支援等を実施

2. 森林整備の動向

(1) 森林整備の推進状況

今後、時点更新

森林の多面的機能の発揮に向け、間伐や再造林等の森林整備を推進

- 森林の多面的機能の発揮に向け、間伐や主伐後の再造林等の森林整備を確実に行うことが必要。また、自然条件等に応じて針広混交林化等を推進するなど、多様で健全な森林への誘導も必要
- 2023年度の主な森林整備の実施状況は、人工造林面積3.5万ha、保育、間伐等の森林施業面積44万ha
- 適正な森林施業を確保するため、市町村森林整備計画において、標準的な森林施業等の方法を示すとともに、伐採造林届出制度を運用

(2) 再造林の着実な実施

今後、時点更新

再造林の省力化・低コスト化や成長に優れた種苗の供給を推進

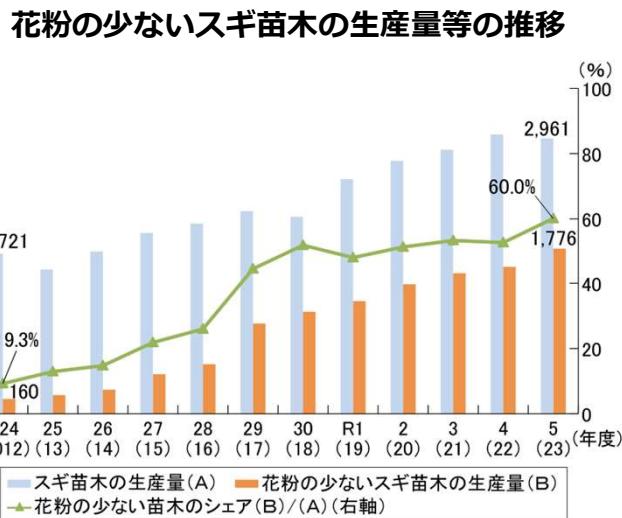
- 森林の有する公益的機能の発揮や森林資源の持続的な利用を確保していくためには、適正な伐採と再造林を着実に進めていくことが必要。2050年ネット・ゼロに向けて、中長期的な森林吸収量の確保・強化が必要となっている一方で、二酸化炭素吸収量は減少傾向にあり、再造林の推進が課題
- 再造林の省力化と低コスト化に向けて「伐採と造林の一貫作業システム」や、低密度植栽、下刈りの省略等を推進。2023年度の省力・低コスト造林実施面積の割合は54%
- 再造林の推進には、苗木の安定供給が重要。2023年度の苗木の生産量は、約6,600万本と近年横ばい傾向。このうち、コンテナ苗は約5割
- 従来の苗木より成長が優れ、下刈り期間や伐期の短縮等が期待できる特定苗木(エリートツリー等)の生産を推進しており、2023年度の生産量は625万本

(3) 花粉発生源対策

今後、時点更新

花粉発生源対策の目標に向けて総合的な対策を推進

- 2033年度に花粉発生源となるスギ人工林を約2割減少することとして、伐採・植替え等の加速化、スギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、生産性向上と労働力の確保等の対策を総合的に推進
- 2023年度の花粉の少ないスギ苗木の生産量は約1,800万本で、2012年度から大幅に増加（スギの苗木の生産量の約6割）
- 2025年3月に全国で初めてエリートツリー由来の少花粉スギ品種が開発



注：2017年度までは特定苗木を除いて集計。

資料：林野庁整備課調べ。



(4) 路網の整備

今後、時点更新

花粉発生源対策

森林整備の基盤となる路網の整備とともに、路網の強靭化・長寿命化を推進

- 効率的な森林施業や木材の安定供給に対応するため、森林整備の基盤となる路網整備を推進
- 山地災害の激甚化や走行車両の大型化等に対応するため、路網の強靭化・長寿命化を推進

注：林道等には、森林作業道のうち「主として木材輸送トラックが走行可能な高規格の作業道」を含む。
資料：「現状」は林野庁整備課調べ。「整備の目安」は「森林・林業基本計画」（2021年6月閣議決定）の参考資料。

林内路網の現状と整備の目安



(5) 森林経営管理制度及び森林環境税・森林環境譲与税

今後、時点更新

森林経営管理制度による取組や森林環境譲与税の活用は増加

森林経営管理制度

- 森林経営管理制度は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理する制度
- 2023年度末までに、約103万haの意向調査を実施。回答があったもののうち、約4割が市町村への委託を希望
- 40道府県394市町村が、森林所有者から経営管理を受託する経営管理権集積計画を作成（2023年度末 23,290ha）。24道府県78市町村が、林業経営者に再委託する経営管理実施権配分計画を作成（2023年度末 3,177ha）するなど取組が進展
- 林業経営体へのあっせん等の活用を含めて、委託希望のうち、約5割で森林整備につながる動きあり。一方、地域の関係者と市町村との連携が不十分で集約化につながっていない、市町村の体制が十分でないなどの課題
- 2025年5月に、地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有し、経営管理の集約化を通じた森林資源の循環利用を進めるための新たな仕組みの創設や、市町村の事務負担の軽減などを内容とする「森林経営管理条例及び森林法の一部を改正する法律」が国会で成立し、2026年4月に施行予定



森林経営管理制度

森林環境税・森林環境譲与税

今後、時点更新

- 2019年3月に森林環境税及び森林環境譲与税が創設。森林環境税は2024年度から課税、森林環境譲与税については、2019年度から先行して市町村及び都道府県へ譲与
- 活用額は年々増加しており、2023年度は464億円。2023年度の間伐等の森林整備面積は初年度の約9倍となるとともに、上下流などの地方公共団体間が連携した取組も推進



森林環境税・
森林環境譲与税

市町村に対する支援

- 国は地域林政アドバイザー制度の活用推進等により市町村の体制整備等を支援

もり

(6) 社会全体で支える森林づくり

今後、時点更新

多様な主体による森林づくりや、森林分野のクレジット化等の取組を推進

- 「第75回全国植樹祭」は埼玉県、「第48回全国育樹祭」は宮城県で開催
- 気候変動対策や生物多様性・自然資本への対応として、情報開示の動きが拡大する中、企業による森林づくり活動の実施箇所数が増加
- J-クレジット制度における森林管理プロジェクトの登録件数の累計は261件、クレジット認証量の累計は139.6万CO₂トン（2025年3月末時点）となり、前年度より77.1万CO₂トン増加の大幅な伸び
- J-クレジットは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）における報告やカーボン・オフセット等に利用可能
- 森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める森林環境教育の取組として、学習活動、地域貢献活動、レクリエーション活動等を行っている「緑の少年団」の活動等を推進



J-クレジット制度

3. 森林保全の動向

(1) 保安林等の管理及び保全

保安林制度等を適切に運用するとともに、盛土等による災害防止に向けた取組を推進

- 公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林に指定し、伐採、土地の形質の変更等を規制。保安林以外の民有林において一定規模を超える開発が行われる場合は、林地開発許可制度を適切に運用。森林法の改正により、2026年4月から許可条件違反に対する罰則を新設するなど、林地開発許可制度の実効性を強化
- 「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）により、土地の用途（宅地、森林、農地等）や目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

(2) 山地災害等への対応

今後、時点更新

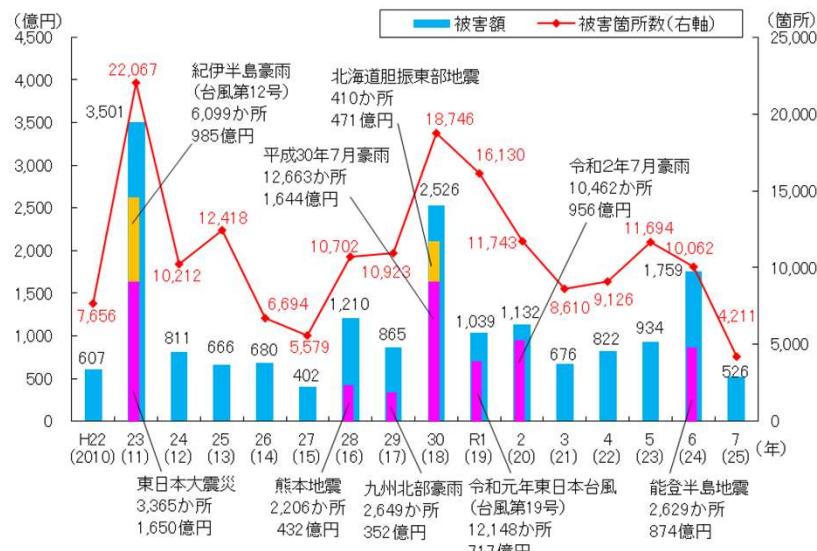


保安林制度

早期復旧に向けた迅速な対応と防災・減災、国土強靭化に向けた取組を推進

- 治山事業は、森林の維持・造成を通じて森林の機能を維持・向上させ、山地災害等から国民の生命・財産を守ることに寄与
- 近年は、線状降水帯による記録的豪雨等により、全国各地で激甚な山地災害が発生。2025年の山地災害等に伴う被害額は526億円
- 大規模な被害発生時には、国が被害の全容把握や復旧に向けた技術支援を行うとともに、令和6年能登半島地震で発生したような大規模な崩壊地を復旧する場合等は国直轄で実施
- 災害復旧のほか、国土強靭化の取組を推進するため、土砂・流木の流出抑制等を図る治山ダムの設置や、森林の保水機能向上を図る筋工等の設置、保安林整備を推進
- 災害の激甚化や厳しい施工条件等を踏まえ、より短期間で効率的に地域の安全性を高めるため、航空レーザ計測データの活用やICTの導入等を推進

山地災害等に伴う被害の推移



(3) 森林における生物多様性の保全

「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を取りまとめ、生物多様性保全を推進

- 2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。2030年までに、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとるとの目標（ネイチャーポジティブ）
- 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECM（保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域）により保全する「30by30目標」等が位置付け
- 30by30目標を契機として、2023年4月から「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定
- 2025年4月に自然共生サイトを法制化する地域生物多様性増進法（正式名称：地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律）が施行され、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動計画を国が認定
- 林野庁では、針広混交林化、長伐期化等による多様な森林づくり、原生的な森林生態系の保護・管理等を推進し、生物多様性を保全
- 2024年3月に生物多様性を高めるための林業経営の在り方を示すことを目的として、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を取りまとめ

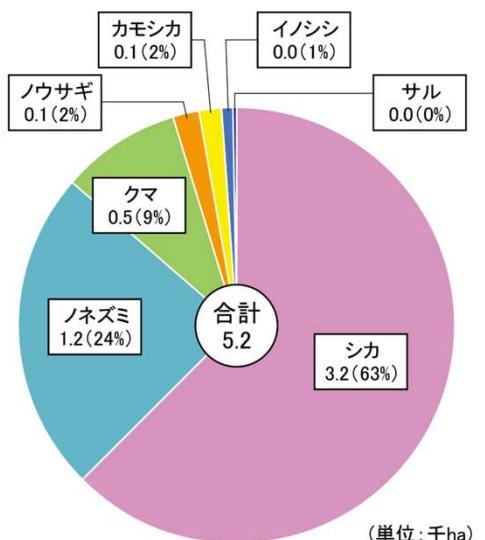
(4) 森林被害対策の推進

今後、時点更新

野生鳥獣被害や、松くい虫被害、ナラ枯れ被害、林野火災等への対策を実施

- 野生鳥獣による森林被害は依然として深刻であり、約6割がシカによる被害、防護柵の設置やシカの捕獲等の対策を実施
- 2025年11月に関係省庁が「クマ被害対策パッケージ」を作成・公表し、生息環境の保全・整備に向けた針広混交林化や広葉樹林への誘導等を推進
- 松くい虫被害は、長期的に減少傾向にあるものの、我が国最大の森林病害虫被害。2023年度は夏季の高温少雨等により12年ぶりに増加に転じ、2024年度は前年度比23.8%増の39.0万m³。薬剤等による予防、被害木の伐倒による駆除、抵抗性マツの植栽等を推進
- ナラ枯れ被害は被害区域が拡大しており、特に守るべき樹木及びその周辺において、粘着剤の塗布やビニールシート被覆等による侵入予防、被害木くん蒸による駆除等を推進
- 林野庁では、消防庁と連携して「全国山火事予防運動」を実施。2025年2月から3月にかけては、岩手県大船渡市を始めとして、各地で林野火災が相次いで発生。2025年8月に「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」を公表

主要な野生鳥獣による森林被害面積（2023年度）



注1：数値は、国有林及び民有林の合計で、森林管理局及び都道府県からの報告に基づいて、集計したもの。

2：森林及び苗畠の被害。

資料：林野庁研究指導課・業務課調べ。

4. 國際的な取組の推進

(1) 持続可能な森林経営の推進

世界の森林面積の減少速度が低下、我が国は持続可能な森林経営に向けた取組を推進

- 2025年の世界の森林面積は41億ha（陸地面積の32%）。1990年代と比較して減少速度は半減したものの、アフリカ、南米等の熱帯林を中心に依然として減少が継続
- 我が国は、国連森林フォーラム（UNFF）、「モントリオール・プロセス」等の国際的議論に参画。UNFFの枠組の下、有志国が立ち上げた「持続可能な森林ベースのバイオエコノミー」に関するイニシアティブへ参加し、2025年9月に国際シンポジウムを開催するなど、持続可能な森林経営を基盤とした木材の利用促進に貢献
- 持続可能な森林経営がされていることを認証する森林認証は、国際的な「FSC認証」と「PEFC認証」、我が国創設の「SGEC認証」（PEFC認証と相互承認）等が存在。我が国の認証森林の割合は1割程度であり、認証面積は増加傾向



国際的な取組

(2) 地球温暖化対策と森林

地球温暖化対策計画の目標達成に向け、森林吸収源対策を推進

- 2050年ネット・ゼロの実現に向け、地球温暖化対策計画（2025年2月閣議決定）では、2040年度の我が国の温室効果ガス排出削減目標を73%削減（2013年度排出量比）、森林吸収量の目標は5.1%確保（2013年度排出量比）
- この目標の達成に向け、森林の適切な整備、管理・保全、木材利用の推進が重要
- 開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）の取組や、気候変動適応計画（2023年5月閣議決定）等に基づく取組を推進

地球温暖化防止
に向けて

(3) 我が国の国際協力

JICAを通じた技術協力、国際機関を通じたプロジェクト等の支援を実施

- JICAを通じた技術協力・研修等や、資金協力による造林、人材の育成等の活動支援、森林管理のための機材整備等の実施のほか、生態系を活用した防災・減災機能の強化の技術開発等を推進
- 国際機関（FAO、ITTO）を通じたプロジェクトの支援等により、対象国及び世界における森林減少抑止、持続可能な森林経営や木材利用、気候変動対策等を推進



1. 林業の動向

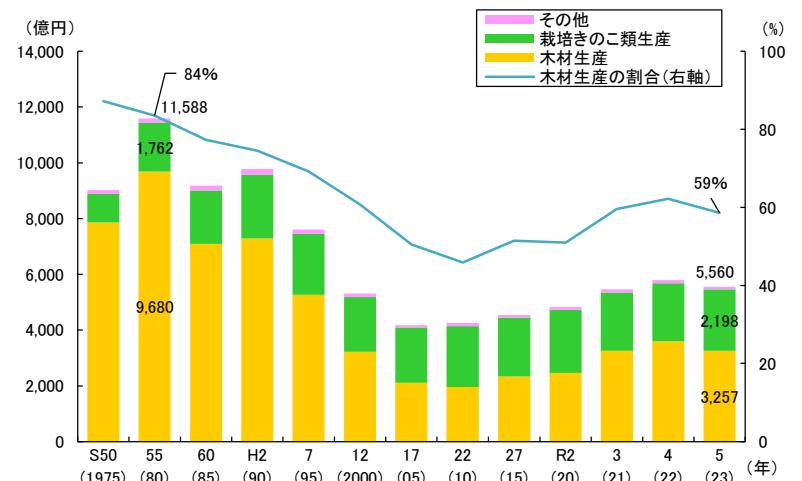
(1) 林業生産の動向

今後、時点更新

林業産出額は近年増加傾向、2023年は5,560億円。国産材の素材生産量は、2002年以降増加傾向で推移

- 我が国の林業産出額は増加傾向で推移。2023年は、製材用素材等の価格の低下や生産量の減少などから、前年比4.0%減の5,560億円
- このうち約6割を占める木材生産は前年比9.6%減の3,257億円
- 国産材の素材生産量（製材、合板及びチップ用材）は、2002年以降増加傾向で推移。2024年は前年比4.2%減の1,977万m³

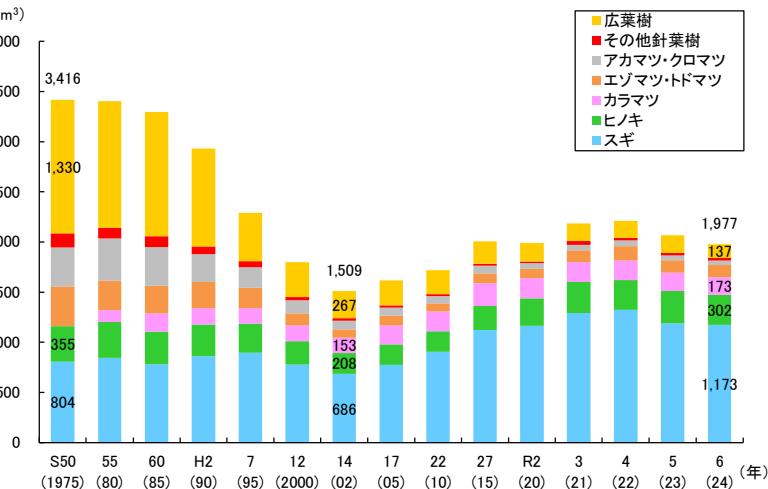
林業産出額の推移



注：「その他」は、薪炭生産及び林野副産物採取。

資料：農林水産省「林業産出額」

国産材の素材生産量の推移



注1：製材工場、合板工場及び木材チップ工場に入荷した製材用材、合板用材(平成29(2017)年からLVL用を含んだ合板等用材)及び木材チップ用材が対象(その他用材、しいたけ原木、燃料材、輸出用丸太を含まない。)。

注2：令和6(2024)年については、第一報値。

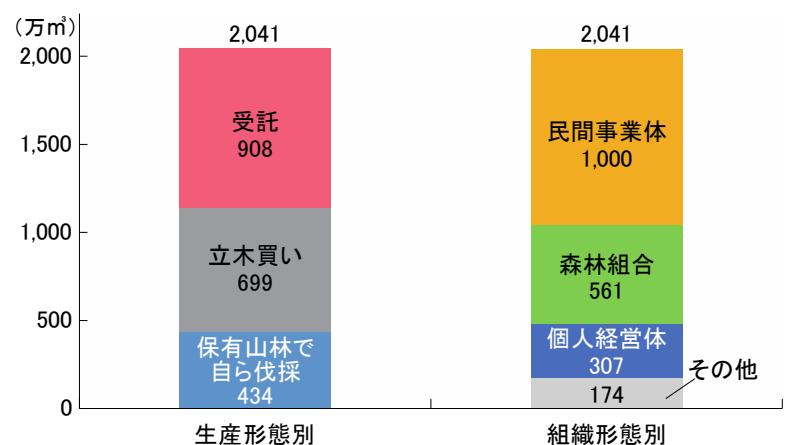
資料：農林水産省「木材需給報告書」

(2) 林業経営の動向

1 林業経営体当たりの素材生産量は増加し、林業経営体の規模拡大が進行

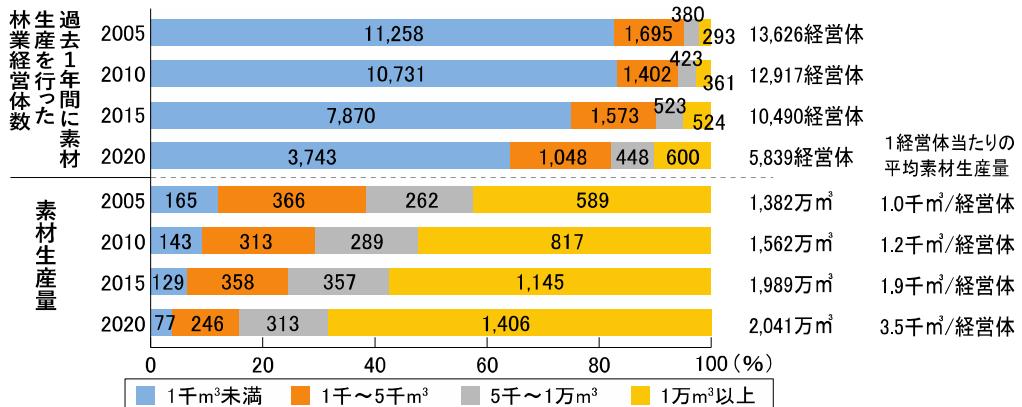
- 林家69万戸のうち保有山林面積が1ha以上10ha未満の林家が88%を占め、小規模・零細な所有構造
- 林業経営体による素材生産量の約8割は森林所有者からの受託や立木買い。また、民間事業体や森林組合が素材生産全体の約8割を担っている状況
- 1林業経営体当たりの平均素材生産量は増加。年間素材生産量が1万m³以上の林業経営体による生産量が約7割を占めるまで伸展し、規模拡大が進行
- 森林組合数は602（2023年度）。森林整備の中心的な担い手であるが、規模の小さい組合も存在し経営基盤の強化が必要

生産形態別及び組織形態別の素材生産量



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

素材生産量規模別の林業経営体数等の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）



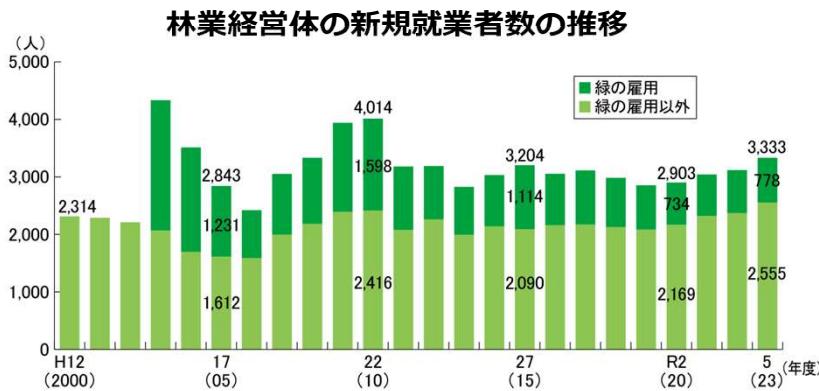
森林組合の育成

(3) 林業労働力の動向

今後、時点更新

労働力の確保に向けて「緑の雇用」事業等を推進

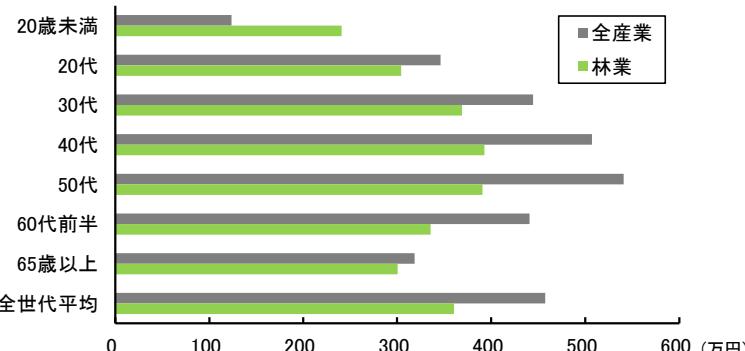
- ▶ 林業従事者数は、長期的には減少傾向であったが、近年横ばいに転じ、2020年は4.4万人。全産業の若年者率が低下する中、横ばいで推移
- ▶ 「緑の雇用」事業により新規就業者の確保・育成を図っており、これを活用した2024年度の新規就業者は708人。同事業による3年後の定着率は73.2%
- ▶ 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる特定技能制度について林業が対象分野として追加
- ▶ 林業に従事する女性は2,730人（2020年）。森林組合において、正組合員に占める女性の割合や女性役員が配置されている森林組合の割合は徐々に上昇
- ▶ 林業の労働災害発生率は他産業に比べて高いため、安全衛生装備・装置の導入や、安全巡回指導等を推進
- ▶ 林業従事者の通年雇用化が進展し、年間平均給与も361万円（2022年）まで増加しているが、全産業平均より100万円程度低い状況にあり、特に30代から50代にかけて全産業平均との差が大きく、技能検定を含む能力評価による処遇の改善等を推進
- ▶ 林業従事者の技能向上、就業環境の整備及び社会的・経済的地位の向上、労働災害の減少への寄与を目的として、2024年に技能検定の職種に「林業職種」が新設。2024年度に行われた試験により78人の「林業技能士」が誕生



注：「緑の雇用」は、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業等による1年目の研修を修了した者を集計した値。

資料：林野庁ホームページ「林業労働力の動向」

全産業と林業従事者の年間平均給与



注1：全産業は、1年を通じて勤務した給与所得者の年間平均給与。

注2：林業は、2023年度アンケート調査結果における年間就業日数210日以上の者について、年齢別、給与別回答者数により試算。

資料：国税庁「令和4年分民間給与実態統計調査」、林野庁経営課調べ。



「緑の雇用」事業と林業労働力の確保・育成について

(4) 林業経営の効率化に向けた取組

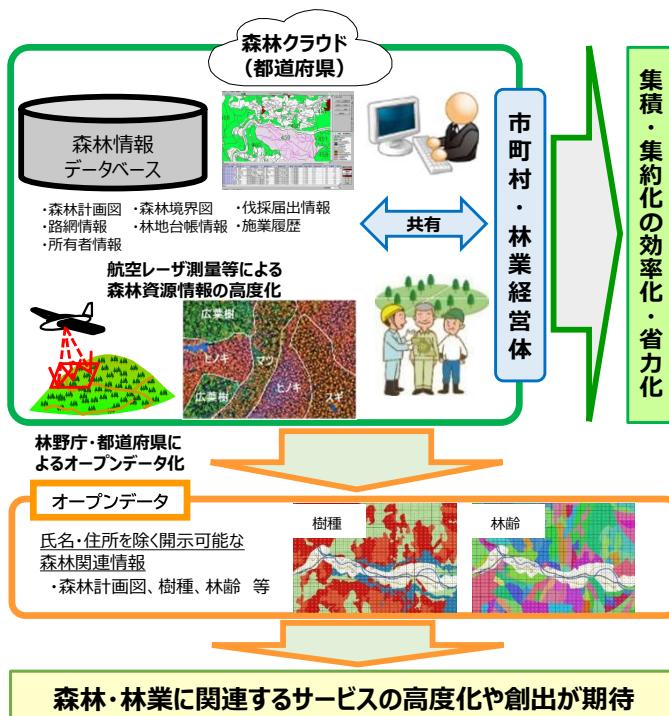
今後、時点更新

森林の経営管理の集積・集約化や、生産性や安全性の向上に向けた取組を推進

森林の経営管理の集積・集約化

- 生産性向上やコスト低減等を図るために、森林の経営管理の集積・集約化が必要
- 森林経営管理制度や森林経営計画制度により、集積・集約化を推進
- 境界明確化に向けてはリモートセンシングデータを活用した測量等を支援
- 所有者が不明な森林に対しては、森林経営管理制度により、一定の手続きを経て市町村が経営管理権を設定できる特例措置を、2024年度末までに12市町において活用
- 所有者や境界の情報等を一元的に管理する林地台帳の活用や、都道府県での森林クラウドの導入や森林資源情報のオープンデータ化など、林業経営体に対して集約化に必要となる森林情報を提供する取組を推進
- 提案型集約化施業を行う「森林施業プランナー」や、木材の有利販売など持続的な経営を実践する「森林経営プランナー」の育成を支援

森林関連情報の高度利用（イメージ）



森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者がたてる「森林経営計画」



森林情報のデジタル化/オープンデータ化

生産性や安全性の向上に向けた取組

- 林業は、造林から収穫まで長期間を要し、自然条件下での人力作業が多いことから、低い生産性や安全性の改善が課題
- 林業機械等の導入による生産性の向上等の従来の取組に加えて、新技術の活用により伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」に向けた取組を推進
- 2022年度から2024年度にかけて、全国12か所において、収益性の向上につながる経営モデルの実証により、「新しい林業」の経営モデルの構築・普及の取組を支援。林野庁では、これらの取組を取りまとめた資料を公表するなど、「新しい林業」の普及を実施
- 先端技術等を活用した自動運転や遠隔操作の機能を有する林業機械の開発・実証を推進
- 多様な関係者で構成される地域コンソーシアムが主体となり、地域一体で森林調査から原木の生産・流通に至る林業活動にデジタル技術をフル活用する「デジタル林業戦略拠点」の取組を推進



「新しい林業」について



デジタル林業戦略拠点

2. 特用林産物の動向

(1) きのこ類等の動向

今後、時点更新

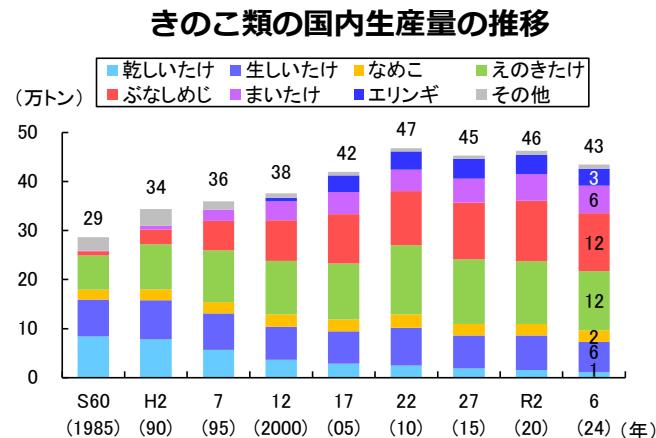
特用林産物は林業産出額の約4割、このうちの9割以上がきのこ類

- 特用林産物は林業産出額の約4割。地域経済の活性化や山村地域における所得の向上等に大きな役割
- 特用林産物の産出額の9割以上がきのこ類で、2024年の生産量は前年比0.3%減の43.5万トン
- きのこ類は国内需要の89%を国内で生産。きのこ類の安定供給に向けて、効率的な生産を図るための施設整備等、需要拡大や生産性向上などに取り組む生産者の先進的取組を支援
- きのこ類の輸出量は増加傾向だが、2024年は鮮度保持の課題等により前年比24.9%減の1,154トン

(2) 薪炭・竹材・漆の動向

2024年の木炭、薪、竹の生産量は前年より減少、漆の生産量は増加

- 2024年の木炭の生産量は、前年比6.4%減の1.6万トン。2024年の薪の生産量は、前年比1.0%減の6.2万m³
- 竹材の生産量は、2017年以降減少傾向にあり、2024年は前年比2.2%減の88万束。近年は、家畜飼料、土壤改良材、メンマ、洗剤など、竹資源の有効利用に向けた取組が進展
- 2024年の漆の生産量は、前年比8.5%増の1.8トン。岩手県等の主要産地を中心にウルシ林が造成・整備



注1：乾しいたけは生重量換算値。

注2：2000年までの「その他」はひらたけ、まつたけ、きくらげ類の合計。2005年以降の「その他」はひらたけ、まつたけ、きくらげ類等の合計。

資料：農林水産省「特用林産基礎資料」



特用林産物の生産動向

3. 山村（中山間地域）の動向

（1）山村の現状

山村の地域資源に対し都市住民や地方移住希望者、外国人観光客から大きな関心

- ▶ 山村は、林業を始めとする様々な生業が営まれる場であり、森林の多面的機能の発揮に重要な役割
- ▶ 山村振興法に基づく「振興山村」は国土面積の約5割、林野面積の約6割を占めるが、その人口は全国の2.5%であり、過疎化・高齢化が進行し、森林の荒廃等の問題が発生
- ▶ 山村の豊富な森林・水資源、景観、文化等に対しては、都市住民や地方移住希望者、外国人観光客から大きな関心

（2）山村の活性化

林業・木材産業の成長発展に加え、地域資源の発掘と付加価値向上等の取組を支援

- ▶ 山村地域での生活を成り立していくためには、地域資源を活かした産業の育成等を通じた山村の内発的な発展が不可欠。林業・木材産業を成長発展させるほか、特用林産物、広葉樹、ジビ工等の地域資源の発掘と付加価値向上等の取組を支援
- ▶ コミュニティの維持・活性化のため、地域住民や地域外関係者（関係人口等）による里山林の継続的な保全管理や利用等の協働活動や、林業高校・林業大学校への就学、「緑の雇用」事業によるトライアル雇用等を契機とした移住・定住を促進
- ▶ 農林水産地域における「地方創生2.0」の実現に向けて取りまとめられた「もり地方みらい共創戦略」において、「森業」が位置付け。森林浴など森林空間を活用した体験サービスの提供や企業による森林づくり活動、森林由来もりクレジットの取引等を通じて、人と森林の関係を深めるとともに、林業と相まって森林所有者に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつなげる「森業」を推進



林野庁・農林水産省
における山村振興施策



森業の推進について

1. 木材需給の動向

(1) 世界の木材需給の動向

今後、時点更新

世界の産業用丸太消費量はおよそ20億m³で推移

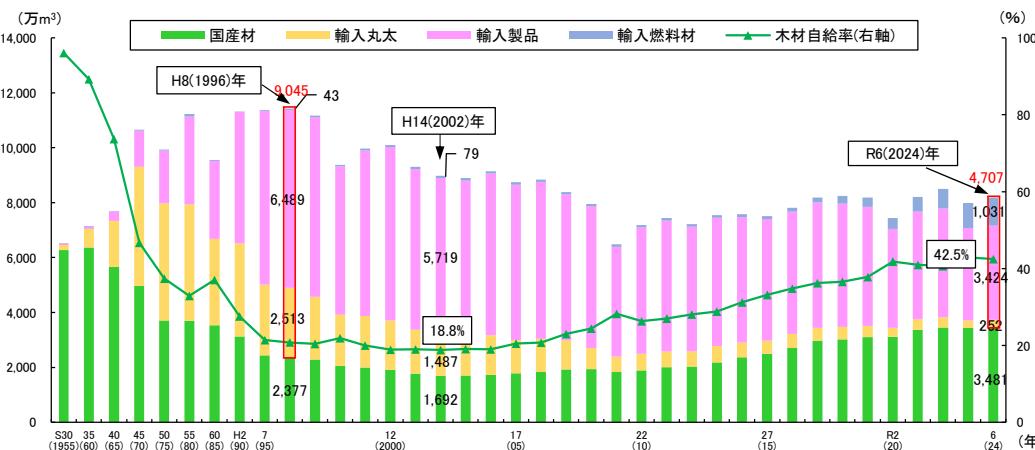
- 世界の産業用丸太消費量は、近年およそ20億m³で推移し、2023年は前年比4.4%減の19億3,062万m³
- 世界の産業用丸太輸入量は2023年は前年比13.2%減の1億268万m³。最大の輸入国は中国で、世界の輸入量に占める割合は37.0%

(2) 我が国の木材需給の動向

2024年の我が国の木材需要量、国産材供給量は共に増加。木材自給率は42.5%

- 木材需要量は、燃料材や建築用材等の需要が増加したことにより、2024年は前年比2.5%増の8,187万m³
- 国産材供給量は、我が国の森林資源の充実等により2002年を底に増加傾向。2024年は前年比1.4%増の3,481万m³
- 木材輸入量は、丸太は減少したものの、製品及び燃料材が共に増加した結果、2024年は前年比3.2%増の4,707万m³
- 木材自給率は、木材需要量の増加割合に比べて国産材供給量の増加割合が小さかったため、2024年は前年比0.4ポイント低下し42.5%。建築用材等の自給率は前年比2.4ポイント低下し52.9%

木材供給量と木材自給率の推移



資料：林野庁「木材需給表」

(3) 木材価格の動向

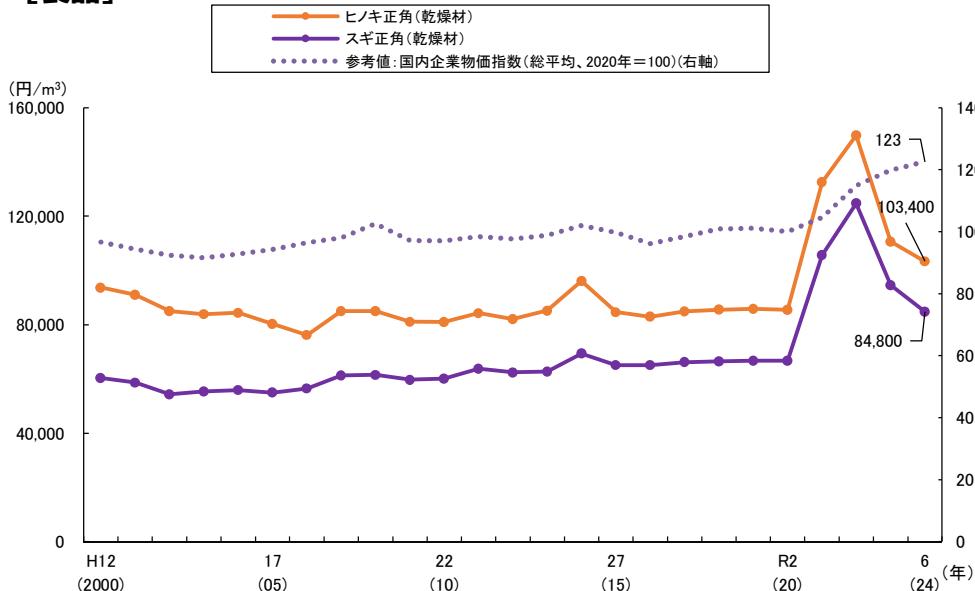
今後、時点更新

2024年の木材価格は2021年のピーク時からは下落

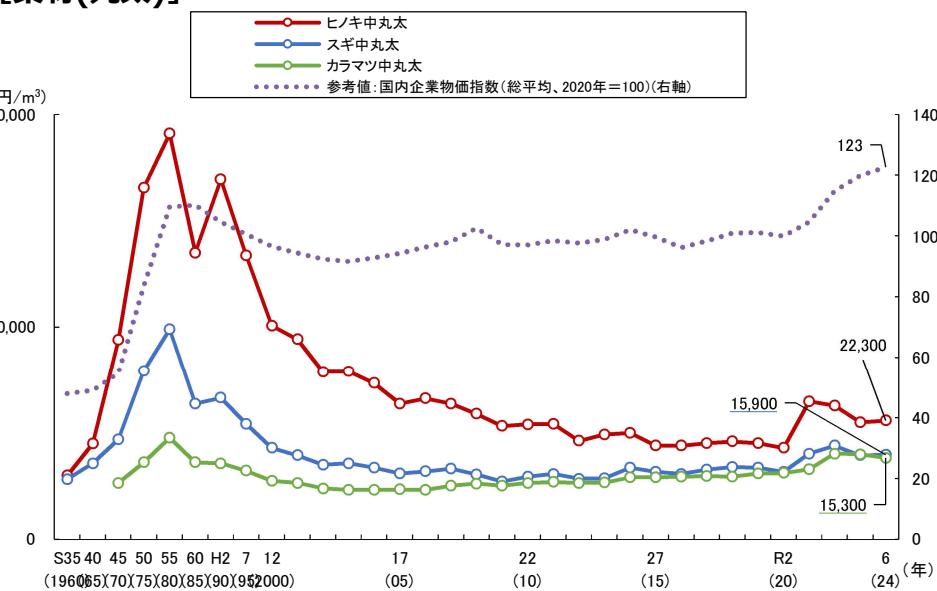
- 2024年の木材価格は、製品・素材（丸太）とともに、2021年の木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）時から下落傾向。国内企業物価指数が上昇している中ではあるが、価格上昇前の2020年よりも高い状況

我が国の木材価格の推移

[製品]



[素材(丸太)]



資料：農林水産省「木材需給報告書」

日本銀行「企業物価指数（日本銀行時系列統計データ検索サイト）」

(4) 違法伐採対策

川上・水際の木材関連事業者による合法性確認等の義務付け等を内容とする改正クリーンウッド法が2025年4月に施行

- 2025年4月に施行された改正クリーンウッド法（正式名称：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）により、川上・水際の木材関連事業者による合法性確認等を義務付け
- 事業者による合法性確認の取組や普及啓発の支援のほか、システムの運用等を実施

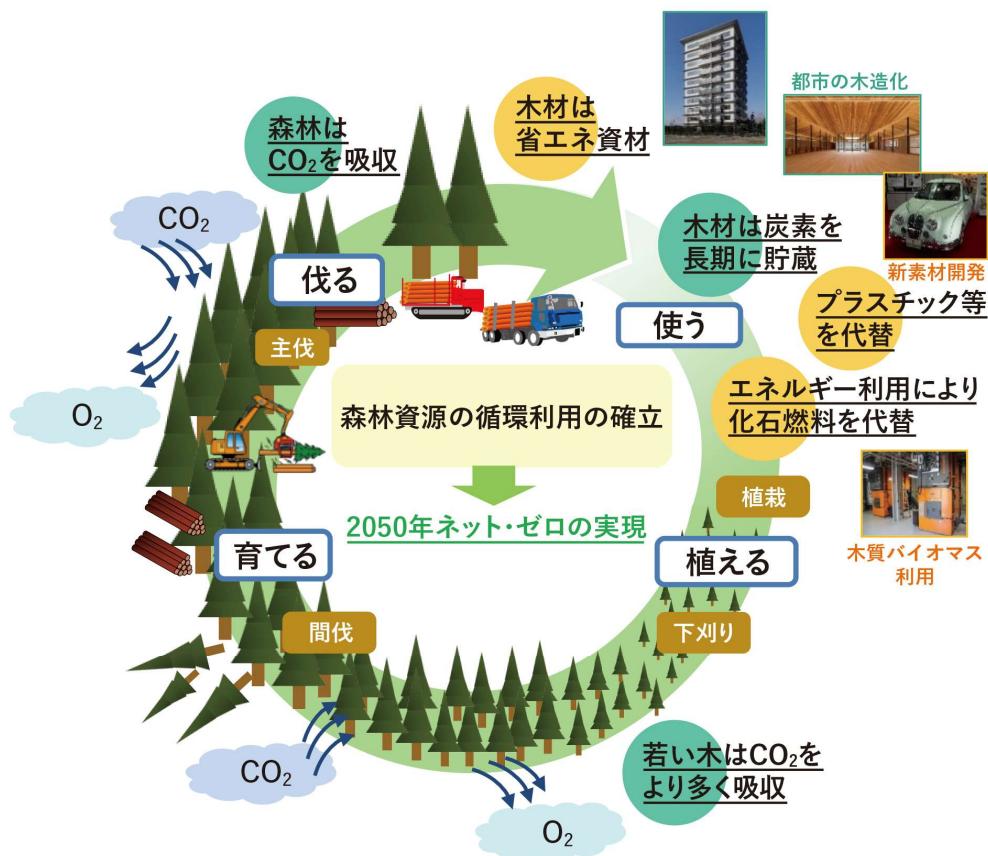
2. 木材利用の動向

(1) 木材利用の意義

木材利用は、①炭素の貯蔵、②エネルギー集約的資材の代替、③化石燃料の代替の3つの面で地球温暖化防止に貢献

- 森林から搬出された木材を建築物等に利用することで、炭素を長期的に貯蔵することが可能。木材は製造・加工時のエネルギー消費が他資材よりも比較的少なく建築に係る二酸化炭素の排出削減に貢献。さらに、建築用材等としての利用後も化石燃料の代替とすることが可能
- こうした意義は、都市の木造化推進法（正式名称：脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律）に規定されるとともに、地球温暖化対策計画（2025年2月閣議決定）等にも反映
- 木材は調湿作用や高い断熱性があるほか、心理面・身体面等に好影響

循環利用のイメージ



(2) 建築分野における木材利用

今後、時点更新

建築用木材の需要の大部分は低層住宅分野。非住宅・中高層建築物の木造化・木質化も一部で進展

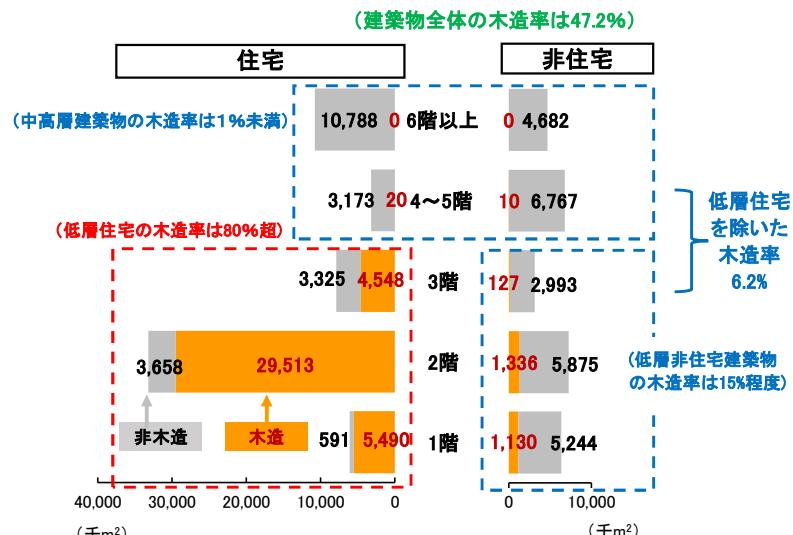
建築分野における木材利用の概況

- 着工建築物の木造率(床面積)は、1～3階建ての低層住宅では80%を超えるが、低層非住宅建築物及び4階建て以上の中高層建築物は低位。住宅(木造軸組工法)における国産材の使用割合は約5割
- 建築用木材の需要の大部分を占める低層住宅分野において、国産材の利用を拡大していくことが重要。同時に、人口減少等により新設住宅着工戸数が長期的には減少していく可能性を踏まえると、非住宅・中高層建築物での木造化・木質化を進め、新たな木材需要を創出することが重要

住宅分野における木材利用の動向

- 住宅に用いられる木材製品については、品質・性能が求められることから、寸法安定性の高い人工乾燥材の割合が上昇
- 大手住宅メーカーでは、柱材等において輸入集成材からスギ集成材等へ転換する動きがみられ、一戸当たりの国産材使用割合が上昇。工務店では、部材によらず国産材製材の使用割合が比較的高い傾向
- 林野庁では、素材生産者や製材業者、木材販売業者、大工・工務店、建築士等の関係者が一体となって消費者の納得する家づくりに取り組む「顔の見える木材での家づくり」を推進
- 花粉発生源対策の観点も含め、スギ材で対応可能な住宅用部材のスギJAS構造材等への転換を推進

用途別・階層別・構造別の新築着工建築物の床面積



注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたものとした。

資料：国土交通省「建築着工統計調査」(2024年)に基づいて林野庁木材産業課作成。



木材の利用の促進について

非住宅・中高層建築物における木材利用の動向

今後、時点更新

- ▶ 非住宅・中高層建築物に関しては、建築基準の合理化が図られるとともに、製材やCLT、木質耐火部材等の技術開発が進展。木材を構造部材等に使用した10階建てを超える先導的な高層建築等の例も出現
- ▶ ウッド・チェンジ協議会での検討、^{まち}都市の木造化推進法による建築物木材利用促進協定の締結（国：27件、地方公共団体：179件）など、建築物の木造化・木質化に向けて官民を挙げた取組を実施

事業者等と国との協定締結の実績（2025年度締結分）

（2025年11月1日時点）

事業者	国	協定締結日 (有効期間)	協定名
（一社）日本建築士事務所協会連合会	農林水産省 国土交通省	令和7年7月4日 (～令和12年3月末)	中規模木造建築物の設計支援・普及に関する建築物木材利用促進協定
株式会社長谷エコーポレーション	農林水産省	令和7年10月31日 (～令和13年3月末)	住まいの木造木質化における建築物木材利用促進協定



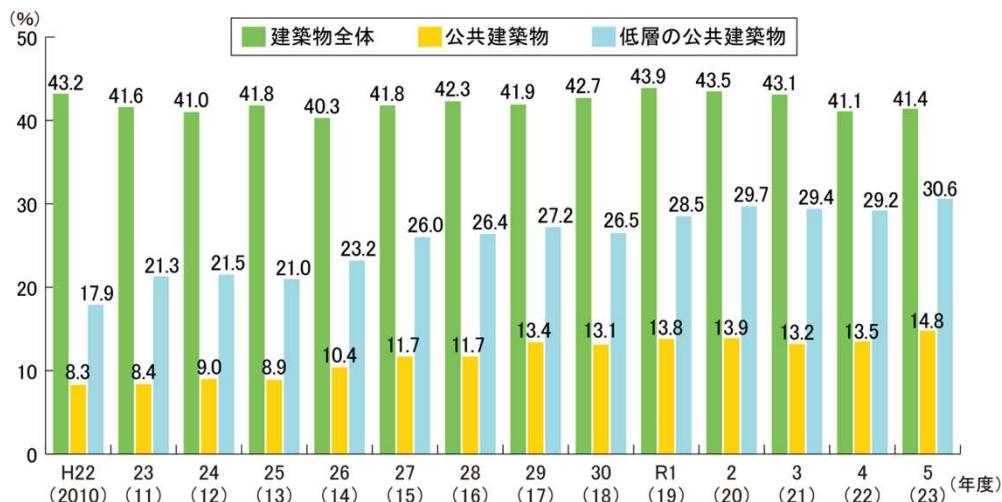
建築物木材利用促進協定

公共建築物等における木材利用

今後、時点更新

- ▶ 2023年度に着工された公共建築物の木造率（床面積ベース）は14.8%、うち低層は30.6%。都道府県ごとでは、低層の公共建築物の木造率について1～2割と低位な都府県がある一方、5割を超える県も存在
- ▶ 大規模災害後に木造応急仮設住宅を速やかに供給するため、全国で災害協定の締結が進展。岩手県大船渡市における林野火災では、長屋型の木造応急仮設住宅のほか、戸建風の木造のものが建設

建築物全体と公共建築物の木造率の推移



資料：国土交通省「建築着工統計調査」のデータに基づいて林野庁木材利用課が試算。

(3) 木質バイオマスの利用

新たなマテリアル利用に向け開発を推進。エネルギー利用される木質バイオマス量は年々増加

木質バイオマスの新たなマテリアル利用

- ▶ 化石資源由来の高機能プラスチックを代替する改質リグニンについて、SBIRフェーズ3基金事業「農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業」を活用し、愛媛県鬼北町でスタートアップ企業が行う大規模製造技術実証を支援
- ▶ 改質リグニンの原料調達から製造、廃棄に至るLCAを実施。二酸化炭素排出量の多い高機能プラスチックを代替することによる排出削減効果を定量化
- ▶ 軽量ながら高強度で保水性に優れるセルロースナノファイバー(CNF)については、製造設備が各地で稼働しており、輸送機器部品、食品等に使用。中山間地域に適した規模で製造・利用する技術の開発を支援し、木材保護塗料が製造・販売

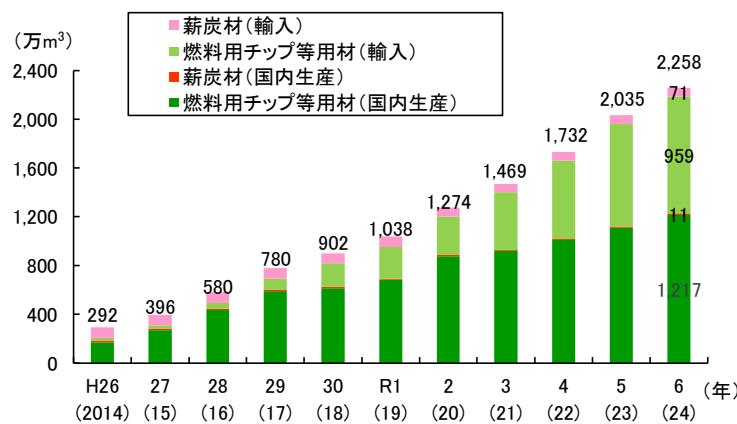
改質リグニンにおける原料調達から製品製造までの流れ



木質バイオマスのエネルギー利用

- ▶ エネルギー利用される木質バイオマス量は年々増加し、2024年における燃料材の国内消費量は前年比11.0%増の2,258万m³、うち国内生産量は同9.7%増の1,227万m³
- ▶ FIT・FIP制度により木質バイオマス発電施設が各地で稼働
- ▶ 燃料材の安定供給に向けて、全木集材による枝条等の活用や林地残材の効率的な収集・運搬システムの構築等を支援
- ▶ 木質バイオマスの熱利用におけるエネルギー変換効率は80%以上と高効率であることから、積極的な熱利用が必要。地域の森林資源を熱利用・熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内工コシステム」の構築を推進

燃料材の国内消費量の推移



注1：「薪炭材」とは、木炭用材及び薪用材である。

2：「燃料用チップ等」とは、燃料用チップ及びペレットである。

3：いずれも丸太換算値。

資料：林野庁「木材需給表」

(4) 消費者等に対する木材利用の普及

「木づかい運動」 「木育」 等により木材利用の意義を発信

- 一般消費者を対象に木材利用の意義を普及啓発する「木づかい運動」を展開。都市の木造化推進法で10月を「木材利用促進月間」として位置付け、木材利用の意義等を情報発信
- 「ウッド・チェンジロゴマーク」や「木づかいサイクルマーク」を企業等に使用してもらうことにより消費者等の認知度を向上させ行動を促進。このほか、「Japan Wood Label」及び「Wood Carbon Label」のロゴマークを定め、製品等における国産材の使用状況や炭素貯蔵量を可視化
- 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）において、「木づかいシンポジウム2025 in 万博」を開催
- 「ウッドデザイン賞」では、木の良さや価値を再発見できる製品や取組等を表彰
- 子供から大人までが木に触れつつ木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進



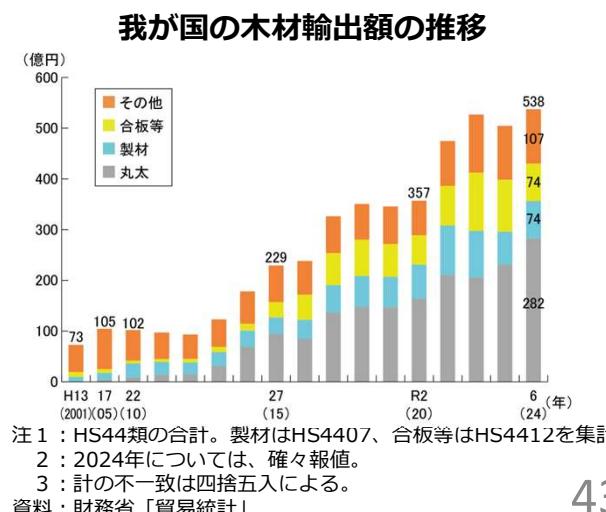
ウッド・チェンジロゴマーク

(5) 木材輸出の取組

今後、時点更新

木材輸出額は近年増加傾向。2024年は538億円

- 木材輸出額は近年増加傾向。2024年は前年比6.5%増の538億円
- 品目別にみると丸太が52.5%と最も多く、その約9割が中国へ輸出され、こん包材、土木用等に利用。また、米国向けの製材は、主にフェンス材に利用
- 製材・合板を輸出重点品目とし、丸太中心の輸出から、付加価値の高い製品の輸出への転換を促進
- CLT等の輸出基盤の構築に向けたテストマーケティングの取組等への支援を実施。また、（一社）日本木材輸出振興協会を中心に、海外展示会への出展やセミナー等を通じた販売促進活動、米国への日本産樹種の構造材輸出に向けた性能検証など、業界共通の課題解決に向けた様々な取組を実施



3. 木材産業の動向

(1) 木材産業の概況

木材・木製品製造業の付加価値額は近年増加傾向

- 木材産業は、森林資源に近い地域で営まれることが多く、地域における雇用の創出や経済の活性化に貢献
- 木材・木製品製造業の付加価値額は、近年増加傾向で推移しており、2023年は1兆222億円

(2) 木材産業の競争力強化

木材産業における国際競争力や地場競争力の強化に向けた取組が進展

- 国際競争力の強化に向け、品質・性能の確かな製品を低コストで安定供給していくため、製材・合板等の工場において大規模化・集約化が進展
- 中小製材工場等の地場競争力の強化に向け、多品目の製品を生産する取組や、地域の素材生産業者、工務店等の関係者の連携による、付加価値の高い製品の企画・開発・プロモーションの取組等を支援
- 品質・性能の確かなJAS構造材の供給に向け、JAS構造材の生産体制の整備の支援、「JAS構造材活用宣言」を行う建築事業者等の見える化、JAS構造材の利用実証の支援、製材工場等におけるグレーディングマシン等導入への支援を実施
- 国産材製品の供給力強化に向け、生産性の向上や国内人材の確保に加えて、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる特定技能制度の対象分野として木材産業分野が追加
- 労働災害防止に向け、専門家による安全パトロールや研修、製材工場等における「安全診断・評価マニュアル」の作成等を支援

(3) 国産材活用に向けた製品・技術の開発・普及

国産材の活用に向けた新たな製品・技術の開発・普及を推進

- 増加が見込まれる大径材に対応した木取りが必要であり、それに対応した製材や加工、乾燥の技術の開発・普及等を支援
- 非住宅・中高層建築物での木材利用拡大に向け、「CLTの普及に向けた新ロードマップ～更なる利用拡大に向けて～」に基づき、標準的な木造化モデルの作成・普及やCLTパネルの寸法の標準化等を推進。2026年度以降を対象とした新たなロードマップの策定に向けた検討に着手
- 低層非住宅建築物の木造化に向け、製材等の一般流通材で大スパンを実現できる構法の開発が進展。各地域での拡大が期待できる4階建て木造ビルや共同住宅等について、コスト・施工性等の面で高い競争性を有し、広く展開が期待できる構法等の普及を推進

(4) 木材産業の各部門の動向

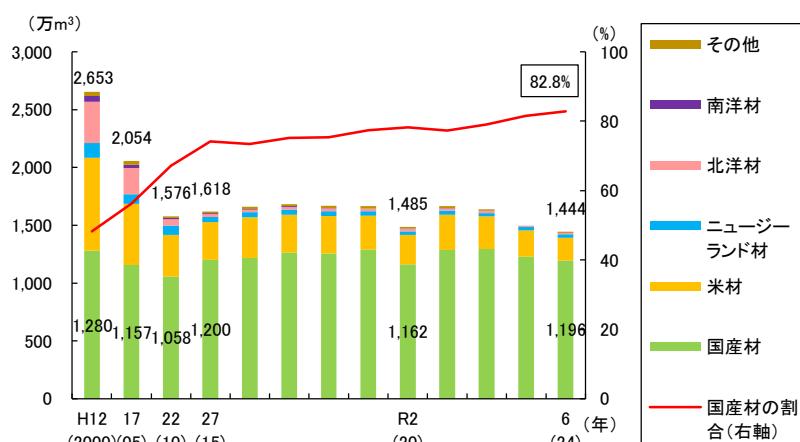
今後、時点更新

製材業、集成材製造業、合板製造業では国産材の利用割合が長期的に上昇傾向

(ア) 製材業

- 製品の出荷量は近年ほぼ横ばいで推移。2024年は前年比4.5%減の761万m³。原木入荷量の82.8%が国産材

国内の製材工場における原木入荷量と国産材の割合



注：2019年の「その他」は「南洋材」を含む。

資料：農林水産省「木材需給報告書」

(イ) 集成材製造業

- 国内での集成材の生産量は、2024年には前年比4.5%増の175万m³であり、用途別では構造用が大半。国内の集成材生産量における国産材割合は●%で、長期的に上昇傾向
- 集成材の製品輸入は77万m³で、集成材供給量全体に占める割合は●%

(ウ) 合板製造業

- 普通合板の生産量は、2024年には前年比1.0%減の251万m³であり、用途別では構造用が大半
- 合板への国産針葉樹の利用が拡大し、2024年には国内の合板生産における国産材割合は94.3%に上昇
- 製品輸入を含む合板用材需要量全体に占める国産材割合は51.0%で上昇傾向

(エ) 木材チップ製造業

- 2024年の木材チップ（燃料用チップを除く。）の生産量は前年比14.7%減の449万トン。原木以外に工場残材、解体材・廃材等から生産。一方、木材チップの輸入量は2024年には前年比0.6%減の1,105万トン

(オ) パーティクルボード・纖維板製造業

- 2024年のパーティクルボードの生産量は前年比5.4%減の88万m³、纖維板の生産量は前年比8.0%減の57万m³

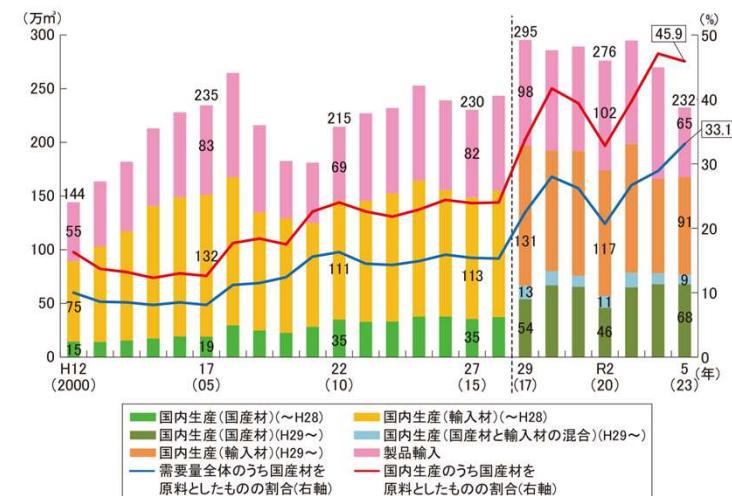
(カ) プレカット製造業

- 木造軸組工法におけるプレカット加工率は2024年には94%まで上昇

(キ) 木材流通業

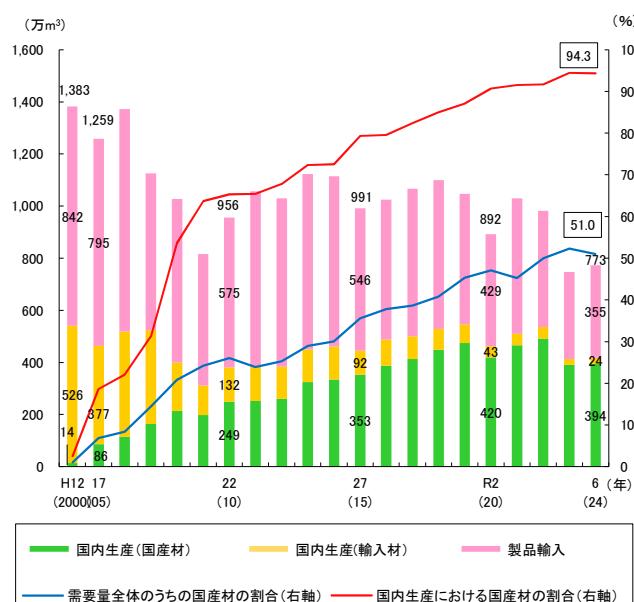
- 2023年の製材工場等に向けた国産原木の流通において、素材生産業者等から製材工場等へ直接販売されたものは41.8%、木材市売市場等を経て販売されたものは31.0%、木材販売業者等を経て販売されたものは27.3%

集成材の供給量の推移



資料：国内生産の集成材については、2016年までは、日本集成材工業協同組合調べ。2017年以降は、農林水産省「木材需給報告書」。
「製品輸入」については、財務省「貿易統計」。

合板用材の供給量の推移



注：数値は全て丸太材積に換算したもの。

資料：林野庁「木材需給表」



1. 国有林野の役割

国有林野は、森林面積の約3割を占め、国土の保全、水源の涵養等の国民全体の利益につながる公益的機能を発揮

(1) 国有林野の分布と役割

- 国有林野（758万ha）は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割を占め、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、国土の保全、水源の涵養等の国民全体の利益につながる公益的機能を発揮

(2) 国有林野の管理経営の基本方針

- 国有林野は重要な国民共通の財産であり、国有林野事業として一元的に管理経営
- 2023年12月に策定した国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき公益重視の管理経営を一層推進するとともに、森林・林業施策全体の推進に貢献



「国民の森林」国有林

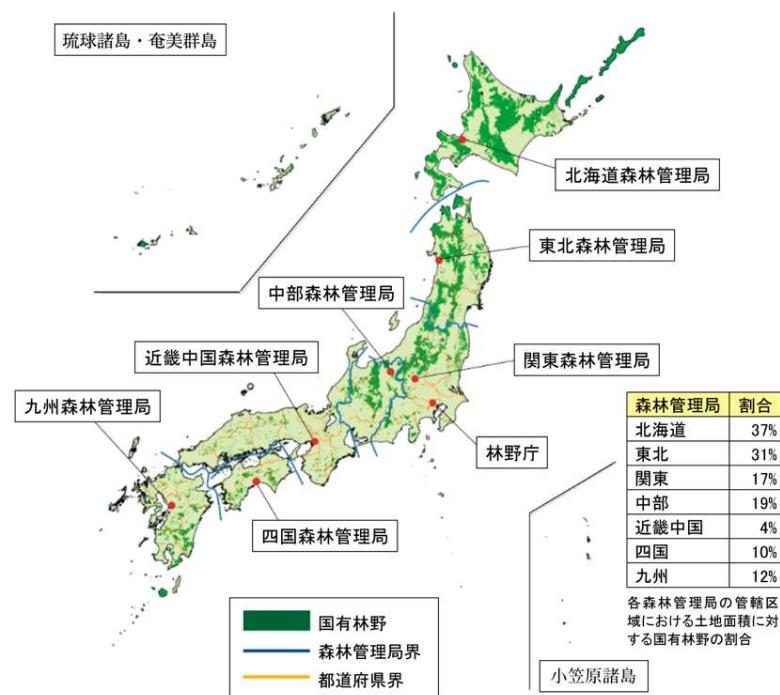


国有林野の管理経営に関する基本計画



国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況

国有林野の分布



資料：国有林野の面積は農林水産省「令和6年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」、土地面積は国土交通省「令和7年全国都道府県市区町村別面積調(7月1日時点)」。

2. 国有林野事業の具体的取組

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

多様な森林の育成、治山対策、生物多様性の保全等、公益重視の管理経営を一層推進

- 国有林野を、重視すべき機能に応じて「山地災害防止」「自然維持」「森林空間利用」「快適環境形成」「水源涵養」の5つのタイプに区分。複層林への誘導や針広混交林化などにより多様な森林を育成
- 国有林野の約9割が保安林に指定。治山事業により機能の低下した森林の整備や被災した山地の復旧等を実施
- 機能類型に応じた適切な森林の整備・保全や林産物の供給等を効率的に行うため、林道及び森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を推進
- 中長期的な森林吸収量の確保・強化に向け、主伐後の確実な再造林や、適切な保育等の森林施業を実施
- 生物多様性の保全に配慮した施業を推進するとともに、「保護林」や「緑の回廊」を設定。また、我が国の世界自然遺産の陸域の86%は国有林野であり、そのほとんどを「森林生態系保護地域」に設定し厳格に保護・管理
- 希少な野生生物の保護、シカ等の野生鳥獣による森林被害への対策等を実施

我が国の世界自然遺産の陸域に占める国有林野の割合



(2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

民有林への技術普及、木材の安定供給等により森林・林業施策の推進に貢献

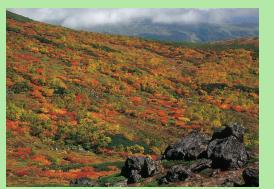
- 「新しい林業」の実現に向け、造林の省力化や低コスト化等の実践に加え、新技術の活用により効率的な森林施業を推進するとともに、民有林関係者を含めた森林施業に関する現地検討会の開催等を通じて、民有林への技術の普及・定着を推進
- 効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、国有林野の一定区域において、公益的機能を確保しつつ、一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を民間事業者に設定する樹木採取権制度を推進
- 地域における木材の安定供給体制の構築に資するため、製材・合板工場等の需要者と協定を締結し、山元から木材を直送する「システム販売」等を推進
- 地域における施業の集約化等に資するため、民有林と連携して164か所に「森林共同施業団地」を設定し、民有林野と国有林野を接続する路網整備や協調出荷等を実施

(3) 「国民の森林」^{もり}としての管理経営等

フィールド提供や観光資源としての活用等、国民に開かれた管理経営を推進

- 森林環境教育や森林づくり等に取り組む多様な主体に対して、「遊々の森」、「ふれあいの森」、「法人の森」、「木の文化を支える森」等を設定し、フィールドを提供
- 農林業を始めとする地域産業の振興等に貢献するため、地方公共団体や地元住民等に対して国有林野の貸付けを実施
- 「レクリエーションの森」については、地域関係者と連携して管理運営を実施。そのうち、特に観光資源としての潜在的魔力がある93か所を「日本美しい森 お薦め国有林」として選定し、標識類等の多言語化や施設修繕などの環境整備、ホームページやSNS等での情報発信を重点的に実施

「日本美しい森 お薦め国有林」の例



トムラウシ自然休養林



五葉山自然観察教育林



明治の森箕面自然休養林



向坂山野外スポーツ地域

1. 東日本大震災からの復興に向けた今後の方針と取組

「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、復興に向けた取組を推進

(1) 東日本大震災からの復興に向けて

- 2011年3月11日に発生した東日本大震災では、強い揺れや大規模な津波による被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故による被害が発生
- 2021年度から2025年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」として取組を推進。2025年6月に「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の変更を閣議決定。帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、作業者の安全・安心の確保のためのガイドラインの策定等の条件整備を進めた上で、本格的な復旧に着手することや、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた関係省庁間での情報共有等を明記

(2) 森林等の被害と復旧・復興

今後、時点更新

- 林地荒廃等の被害箇所については、国が災害復旧等事業を採択した591か所全てで事業が完了
- 津波により被災した海岸防災林については、2025年9月末時点で要復旧延長約164kmのうち、約163kmで植栽等の工事が完了し、健全な生育を促す保育作業を継続的に実施

(3) 復興への木材の活用と森林・林業・木材産業の貢献

- 木質バイオマスを含む再生可能エネルギーの導入を促進。各県で木質バイオマス関連施設が稼働
- 福島再生加速化交付金を活用し整備した福島高度集成材製造センター（FLAM）では、県産材を活用した集成材を製造。大阪・関西万博ではシンボルである「大屋根リング」に使われる木材として3,500m³が提供

2. 原子力災害からの復興

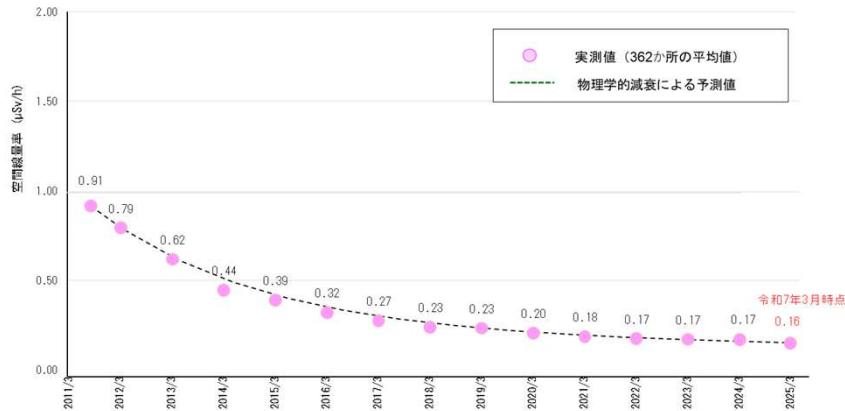
しいたけ等の原木林の再生に向けて「里山・広葉樹林再生プロジェクト」による伐採・更新を推進。安全な特用林産物の供給に向け、栽培管理・検査体制の整備を支援

(1) 森林の放射性物質対策

今後、時点更新

- 森林内の放射性物質の分布状況の推移等について継続的に調査・研究を実施。得られた知見に基づき、情報提供・普及啓発活動を実施
- 間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な実施や、住居周辺の里山の再生に向けた事業を実施
- 林内作業者の放射線安全・安心対策の取組として、作業時の留意事項等をまとめた林内作業者向けのガイドブック等を作成
- 木材製品や作業環境等に係る放射性物質の調査・分析など、木材製品等の安全証明体制の構築を支援
- 放射性物質の影響により製材工場等に一時滞留した樹皮（バーク）は、廃棄物処理施設での処理等の支援により減少
- 放射性物質の影響等により、しいたけ等の原木となる広葉樹の伐採・更新が進んでいないことから、2021年度に「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を立ち上げ、原木林の計画的な再生に向けた取組や広葉樹の利用拡大を推進。市町村が策定した再生プランに基づき、2025年3月末までに812haで伐採・更新を実施

福島県の森林内の空間線量率の推移



注：放射性セシウムの物理的減衰曲線とモニタリング実測（福島県の森林内362か所の平均値）の関係。

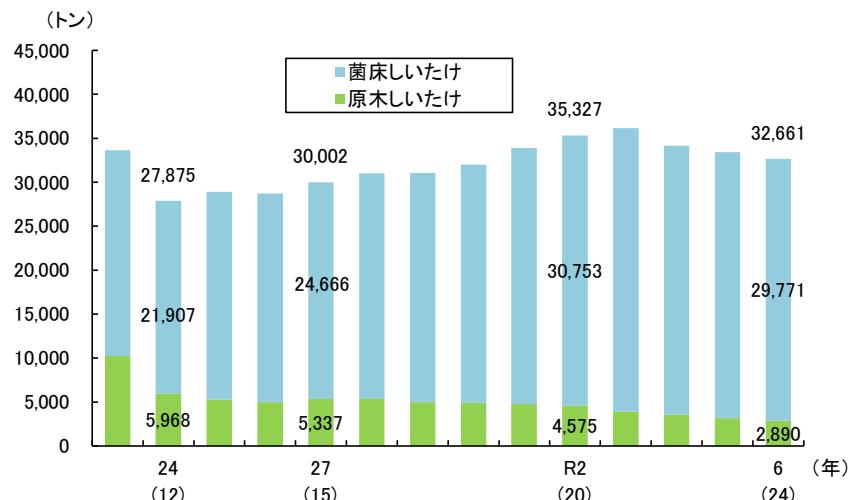
資料：福島県「森林における放射性物質の状況と今後の予測について」（2024年度）

(2) 安全な特用林産物の供給

今後、時点更新

- 2025年3月31日時点で、14県196市町村において特用林産物22品目に出荷制限
- 菌床しいたけの生産は震災前の水準を上回る一方、原木しいたけの生産は現在も低位
- 「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」に基づいた栽培管理の実施により、一部地域でロット単位での出荷制限が解除され、原木きのこの出荷が認められたことにより、生産が再開
- 安全なきのこ等の出荷再開に必要な放射性物質測定機器、非破壊検査機器の導入、出荷管理・検査の体制整備等を支援

東日本地域（北海道を除く17都県）における
しいたけ生産量の推移



注1：17都県とは、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡。

2：乾しいたけは生重量換算値。

資料：林野庁「特用林産基礎資料」

(3) 損害の賠償

- 避難指示等に伴い事業に支障が生じたことによる減収、原木しいたけの栽培管理に必要な追加的経費等について、東京電力が賠償。財物賠償請求については、2015年3月からは避難指示区域外の福島県内の立木についても受付

概説

- ・施策の重点、財政措置、税制上の措置、金融措置、政策評価

I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

- ・適切な森林施業の確保
- ・面的なまとまりをもった森林管理
- ・再造林の推進
- ・野生鳥獣による被害への対策の推進
- ・適切な間伐等の推進
- ・路網整備の推進
- ・複層林化と天然生林の保全管理等の推進
- ・カーボンニュートラル実現への貢献
- ・国土の保全等の推進
- ・研究・技術開発及びその普及
- ・新たな山村価値の創造
- ・国民参加の森林づくり等の推進
- ・国際的な協調及び貢献

II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

- ・望ましい林業構造の確立
- ・担い手となる林業経営体の育成
- ・人材の育成・確保等
- ・林業従事者の労働環境の改善
- ・森林保険による損失の補填
- ・特用林産物の生産振興

III 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

- ・原木の安定供給
- ・木材産業の競争力強化
- ・都市等における木材利用の促進
- ・生活関連分野等における木材利用の促進
- ・木質バイオマスの利用
- ・木材等の輸出促進
- ・消費者等の理解の醸成
- ・林産物の輸入に関する措置

IV 国有林野の管理及び経営に関する施策

- ・公益重視の管理経営の一層の推進
- ・森林・林業施策全体の推進への貢献
- ・「国民の森林」としての管理経営と国有林野の活用

V その他横断的に推進すべき施策

- ・デジタル化の推進
- ・東日本大震災からの復興・創生

VI 団体に関する施策